

平成22年第3回砂川市議会定例会

平成22年9月14日（火曜日）第2号

○議事日程

開議宣告

- 日程第 1 議案第 5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について
議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問
延会宣告

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について
議案第 1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算
議案第 2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算
議案第 3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算
議案第 4号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算
- 日程第 2 一般質問

武 田 圭 介 君
一ノ瀬 弘 昭 君
飯 澤 明 彦 君

土 田 政 己 君

○出席議員（14名）

議 長	北 谷 文 夫 君	副議長	東 英 男 君
議 員	矢 野 裕 司 君	議 員	武 田 圭 介 君
	増 田 吉 章 君		飯 澤 明 彦 君
	中 江 清 美 君		吉 浦 やす子 君
	一ノ瀬 弘 昭 君		尾 崎 静 夫 君
	土 田 政 己 君		辻 勲 君
	小 黒 弘 君		沢 田 広 志 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	菊 谷 勝 利
砂川市教育委員会委員長	柴 田 良 一
砂 川 市 監 査 委 員	奥 山 昭
砂川市選挙管理委員会委員長	曾 我 治 彦
砂 川 市 農 業 委 員 会 会 長	奥 山 俊 二

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	小 原 幸 二
市 立 病 院 長	小 熊 豊
総 務 部 長	角 丸 誠 一
兼 会 計 管 理 者	
市 民 部 長	井 上 克 也
経 済 部 長	栗 井 久 司
建 設 部 長	西 野 孝 行
建 設 部 技 監	金 田 芳 一
建 設 部 審 議 監	山 梨 政 己
市 立 病 院 事 務 局 長	小 俣 憲 治
市 立 病 院 事 務 局 審 議 監	佐 藤 進
総 務 課 長	古 木 信 繁
広 報 広 聴 課 長	湯 浅 克 己

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 長 四 反 田 孝 治
教 育 次 長 森 下 敏 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 角 丸 誠 一

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 栗 井 久 司

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 河 端 一 寿

事 務 局 次 長 加 茂 谷 和 夫

庶 務 係 長 佐 々 木 純 人

議 事 係 長 石 川 早 苗

開議 午前10時00分

◎開議宣告

○議長 北谷文夫君 おはようございます。休会中の本会議を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

◎日程第1 議案第5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について

議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算

議案第2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算

議案第3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第4号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算

○議長 北谷文夫君 日程第1、議案第5号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 砂川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について、議案第1号 平成22年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成22年度砂川市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号 平成22年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第4号 平成22年度砂川市病院事業会計補正予算の9件を一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長 中江清美君 (登壇) 予算審査特別委員会に付託されました各議案に対する審査の結果についてご報告申し上げます。

9月13日に委員会を開催し、委員長に私中江、副委員長に吉浦やす子委員が選出され、各議案について慎重に審査した結果、議案第5号、第7号、第6号、第8号及び議案第10号並びに議案第1号から第4号までの平成22年度一般会計、特別会計、事業会計の4

会計補正予算は、簡易による採決の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長 北谷文夫君 これより予算審査特別委員長の報告に対する一括質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで予算審査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号、第7号、第6号、第8号及び第10号、第1号から第4号までを一括採決します。

本案を、予算審査特別委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、予算審査特別委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第2 一般質問

○議長 北谷文夫君 日程第2、一般質問に入ります。

質問通告者は7名であります。

順次発言を許します。

武田圭介議員。

○武田圭介議員（登壇） おはようございます。それでは、既に通告してありますように大きく3点について砂川市監査委員、教育委員会の見解を伺います。

大きな1点目は、自治体の監査機能の充実強化についてであります。自治体監査は、公共サービスの提供と、そこに投入される税金などの資源が適切に使われているか、行政の適法性、妥当性、能率性を保障し、行政の事業執行や管理に法令違反や不正があれば指摘し、公表する大変重要な機関であるとともに、地方自治法上市長と対等の立場において監査を実施する機関とされています。監査機能については、これまで幾多の地方自治法改正により監査権限の充実強化が図られてきたところですが、今後さらなる自治体監査の機能強化と厳格化に向けての話し合いが現在総務省で進んでおり、目標として来年の通常国会において地方自治法の一部改正案を国会に提出することを目指しています。時代の変化とともに行政の役割も変遷、多様化し、それに伴い、監査の役割が一段と高まっている中で、時代の要請として砂川市においても監査体制の機能強化と充実が求められていると考えますが、以下について伺います。

(1)として、平成3年の地方自治法改正により、従来の財務監査に加え、監査委員が必要であると認めるときは、事務事業の執行が効率的に行われているかなど一般行政事務についても監査の対象とする行政監査も行えるようになりましたが、今後における行政監査の積極的活用について。

(2)として、平成9年の地方自治法改正により、監査機能の専門性、独立性の強化や監査機能に対する住民の信頼をより一層高めるため、外部監査制度が導入されました。現在では、中核市以上は義務づけとなっている制度で、特例市以下の自治体は任意採用による制度ですが、現行の監査委員制度と相まって外部監査制度が導入されると地方自治体における監査機能の強化につながることから、今後の監査のあり方として外部監査の積極的導入が求められています。したがって、今後の砂川市における外部監査制度導入の可能性について。

(3)として、小規模自治体では監査体制の機能強化といっても人員や予算の制約からなかなか監査体制の機能強化が難しいとされていますが、監査機能強化のために自治体同士が広域で連携することによって、監査体制をより充実させていこうとする考えもあります。砂川市においても単独での監査体制の機能強化が困難であれば、広域での連携についても考慮する必要があると考えますが、その点についてはどのように考えるか。

次に、大きな2点目として、地域密着型図書館づくりについてであります。インターネット等が普及し、手軽に情報の検索が家庭でもできるようになった時代において、図書館が単に本を貸し出し、勉強する場として活用されるだけでなく、地域に根差した特色ある図書館として、地域づくりや人づくりのための役割を担っていくことが期待されており、全国各地に存在する特色ある図書館ではさまざまな取り組みが行われています。そこで、砂川市立図書館においても地域に密着した図書館づくりを志向していくことが今後は大切なことであると考えますが、以下について伺います。

(1)として、限られた予算での蔵書の購入についても、砂川市にゆかりある分野を取りそろえることで、画一化された図書館ではなく、地域の特色を十分に出して、この分野ではほかの図書館には負けないという図書館をつくることができます。砂川市の場合、自然環境、医療、食べ物、食べ物の中でも特にお菓子やラーメンなどといった分野が特徴的ですが、こういった分野、あるいは別の分野であっても、地域の特色を踏まえた蔵書の重点配架などの取り組みについてどのように考えるか。

(2)として、砂川市内においても年間を通してさまざまな講演会、発表会等が開催されていますが、そういったところで使用された資料等を地域資料として散逸させることなく、図書館に資料を集約し、多くの方の目に触れる機会を提供していくことも大切であると考えますが、その点についてどのように考えるか。

最後に、大きな3点目は、新たな患者さんの確保策と患者さんの満足度の向上についてであります。来月28日には、待望の新病院が開院し、旧病院では難しかった課題などの

解消が期待されており、それに伴い、新しい患者さんが来院される仕組みづくり、現在も通院されている患者さんの病院利用時における満足度を向上させる取り組みがとても大切であると考えます。過去幾多と触れてきたこれまでの質問等を踏まえ、以下について伺います。

(1)は、新たな患者さんの確保策についてであります。①、連携先のさらなる新規開拓のための取り組みや関係強化のために、連携先との交流の促進と相互の院内誌などをそれぞれの待合所やロビーなどに配布する等の取り組みについて。

②、一部混雑が予想される特定の診療科目などの診療日や診療時間を工夫することによって、患者さんにとって受診しやすい環境を整備することについて。

③、ブログやツイッターを活用し、対外的な情報発信機能を強化することについて。

④、地域に根差した病院として、医療従事者による学校等への出張講演や市民向けの出前講座などの開催や活用の拡大について。

⑤、院内誌を農協、生協、地域交流センターなど人の集まる場所でも配布し、病院の取り組みや特徴などを広く周知する活動について。

(2)は、患者さんの満足度向上についてであります。①、待ち時間対策として診療の効率化、院内に滞在する時間の短縮、診察順の柔軟な運用と説明の工夫の向上について。

②、患者さんに対して受診後の状態確認の連絡を入れることで患者さんの不安の解消や疑問の解消等につながり、一層の信頼が高まると考えますが、受診後のアフターケアについて。

③、近年では携帯電話等を保有している人の率が非常に高いので、メールマガジンを創設し、患者さんに医療情報等を定期的かつ継続的に提供することについて。

④、患者さんを対象とした夏祭りや院内コンサートなどの既存のイベントのさらなる充実と、地域住民と患者さんや医療従事者等の病院関係者が一緒になった市立病院祭りなどのようなイベントの開催について。

⑤、現在の病院においても物忘れ専門外来といったように特色ある専門外来がありますが、今後の患者さんのニーズや地域ニーズに応じて、高度医療に特化した病院として専門医療を提供し、医療の質向上のためにもさらなる専門外来の設置についてどのように考えるか。

以上のことをお伺いしまして、壇上からの質問といたします。

○議長 北谷文夫君 監査委員。

○監査委員 奥山 昭君 (登壇) 大きな1番の自治体の監査機能の充実強化についてのうち、(1)の今後における行政監査の積極的活用についてご答弁申し上げます。

自治体の監査機能については、住民が信頼できる行政運営を担保する意味合いにおいて強化が図られており、議員がおっしゃるとおり平成3年の地方自治法の改正により行政監査が導入されたところであります。監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の

執行及び経営に係る事業の管理を監査するほか、必要があると認めるときは普通地方公共団体の事務の執行についても監査をすることができることとされたところであります。これは、政令で定めるものを除き、組織、人員、事務処理方法、その他行政運営全般についての監査であります。この行政監査については、特定の事務または事業について法令等に従って適正に処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど経済性、効率性、有効性の観点を主眼として実施するものですが、市長部局で行っている行政評価及び総合計画における事業評価とも重複するところがあり、毎年の監査委員協議の中でも課題となっているところであります。本市においては、全課及び事務組合を対象に毎年行う定期監査に加えて、財政援助団体に対する監査も隔年で実施しておりますが、昨年施行の地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の審査が新たに加わり、全会計の決算審査と並行する形で集中審査を行っている実態にあります。このほかに定例的なものとして毎月全会計の出納検査及び基金運用状況審査等を行っているところであり、これまではテーマを設けずに定例監査の中で行政監査的要素を付加して進めてきたところであります。ご指摘のように昨今の監査委員制度はさまざまな改革が期待され、地方自治法の改正も視野に入れた議論をされておりますが、総務省の地方行財政検討会議の第1分科会では自治体の基本構造のあり方、住民参加のあり方を、第2分科会では監査制度のあり方、財務会計制度のあり方を検討しているところで、最近示された監査機能の見直しの方向性、たたき台の中では行政監査について議会の監視機能や首長部局の行政評価にゆだねる方向性が示されたところであります。全国都市監査委員会を通じて、このたたき台に対する意見の照会がありましたので、本市監査委員としては現場における実情を反映させ、その地域や規模に見合う細やかな制度に見直していくことが不可欠であるとする旨の意見を提出したところであります。監査機能の見直しの方向性を見きわめるとともに、現行の現行法のもとにおける実施の方法等については、積極的に検討していかなければならない課題であると認識しているところであります。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君（登壇） 私から大きな1の自治体の監査機能の充実強化、このうちの（2）、外部監査の導入の可能性、（3）、監査の広域体制についてご答弁を申し上げます。

初めに、外部監査の導入の可能性について申し上げますが、ご指摘のように外部監査制度は平成9年の地方自治法の改正により創設された制度であります。包括外部監査と個別外部監査があり、いずれも外部監査人との契約によるもので、都道府県や指定都市、中核都市においてはその実施が義務づけされておりますが、その他の市町村においては条例の定めるところにより任意に実施することとされております。義務づけのない自治体での包括外部監査の実施状況は平成21年度で全国で15自治体、義務づけのない自治体での個

別外部監査の実施状況は全国で平成21年度43自治体であります。これらの外部監査制度は地方公共団体の監査機能の独立性と専門性を強化するため創設されたものであり、この点においては一定程度その目的を達しているとの評価がある一方、弁護士や公認会計士は必ずしも地方公共団体の財務に精通しているわけでもないという専門性の限界、地方公共団体との契約に基づく監査であるという独立性の限界、さらには外部監査人となる人材の確保の問題等々が指摘されております。本年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱においてもこれらの課題を踏まえた上で抜本的に監査制度を見直すこととされ、総務省の地方行財政検討会議において現在見直しが進められているところであります。これらの状況を踏まえまして、砂川市における導入の可能性についてでありますけれども、国において監査制度の見直しが進められている中、直ちに導入の可能性を検討するというのではなく、今後監査制度の見直し、改正状況を見きわめていく必要があるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、大きな1の(3)、広域での連携についてご答弁を申し上げます。地方自治法第252条の7で、地方公共団体は協議により規約を定め、共同して機関等を置くことができることと規定しております。監査機能の充実、人材の確保、あるいは事務の効率化を図るため、この規定に基づき、監査委員を共同で設置することができることとされておりますけれども、今現在この規定に基づき、監査委員を共同設置している事例は承知してございません。現状当市におきまして、監査機能が十分に発揮されていると認識しておりますけれども、ご指摘のように単独での監査体制の機能強化が困難という判断に至った場合におきましては、広域での連携につきましても研究していく必要があると考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。なお、現在地方行財政検討会議の中で、都道府県と市町村が共同で設置する方法という部分についても地方自治法に、中にうたい込む案、この案も実は検討されているという状況がございます。

以上でございます。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 (登壇) 私のほうからは、大きな2の地域密着型図書館づくりの(1)と(2)についてのご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、大きな2の(1)のご質問についてご答弁を申し上げます。ご質問の地域の特色を踏まえた蔵書の重点配架につきましては、利用者の利便性に重点を置いた図書の均衡に配慮すべきことから、蔵書が特定の分野に極端に集中過ぎないように配慮しつつ、砂川市にゆかりのある分野の資料につきましては、現在図書館の書棚の中央部分に砂川の資料コーナーを設け、砂川関連の書籍、冊子、資料約150冊を増設しているところであります。さらに、同列の書棚に北海道関連の書籍を配置した北海道の郷土資料コーナーを配置し、砂川、そして北海道に密着した特色ある図書館づくりを進めているところであります。今後におきましても郷土愛をはぐくむ心を養うことを視野に入れ、砂川の歴史や砂川市が

掲載された図書を積極的に紹介するなど砂川にかかわる資料のさらなる充実と活用を目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな2の(2)についてご答弁を申し上げます。議員ご指摘のとおり市内において開催されている講演会、発表会等に関連する資料を図書館に集約し、利用者の目に触れる機会を提供していくことも特色ある図書館の手法の一つだと認識しているところであり、現在図書館内の新聞コーナーに新聞で見る砂川のコーナーを設置し、講演会、発表会を含む砂川が取り上げられた新聞記事のスクラップを過去5年間にわたり閲覧できるようにしているところでもあります。さらに、新聞で見る砂川は、昭和58年2月からの記事を保存しており、利用者の希望に応じて閲覧していただけるよう対応しているところでございます。そのようなことも含め、本市図書館といたしましては、大きな2の(1)でご答弁申し上げましたとおり、蔵書の充実はもとより読書の普及推進を図るための事業展開による地域づくりや人づくりの役割を担う施設を目指しているところでございます。ご質問の講演会、発表会等の催事に関する資料を図書館に集約することは、資料館的な要素が強まり、資料の収集範囲が広範囲にわたることや、限られた施設の中で配架スペースを確保すること、さらにはお客様の必要な資料を検討、提供、回答するレファリングサービスへの対応などの課題があり、現段階での着手は慎重を期するところであり、今後における研究分野とさせていただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 (登壇) 私のほうから大きな3の(1)と(2)についてご答弁申し上げます。

大きな3、新たな患者さんの確保策と患者さんの満足度の向上についての(1)、新たな患者さんの確保策についての①、連携先の新規開拓のための取り組みや、連携先との交流の促進、院内誌など配布等の取り組みについてご答弁申し上げます。まず、現在の医療は地域の医療機関相互の機能分担の推進と、かかりつけ医等の医療機関との関係を密にしながら、患者さんへよりよい医療が提供できるような医療連携が強く求められております。その中で連携先との交流促進についてであります。現在当院においては退院を支援する後方支援のみならず、他病院等からの患者、紹介患者さんの促進を図るために、医師を初め看護職員等が近隣市町の医療機関を訪問し、当院における医療の特徴や医療体制等について概要説明を行いながら、相互の医療情報や実務上の課題等についての情報交換を図り、交流の促進につなげているところであります。また、院内誌などの配布等の取り組みにつきましても、さきにご答弁いたしました医師や看護師などによる医療機関等の訪問時に当院の医療の特徴や医療情報等の概要を掲載した冊子を配布し、医療の情報提供に努めているところであります。また、院内誌「ひまわり」による病院の医療情報の提供につきましても、市内への広報範囲を広げており、連携先、医療機関等へ配布対応につきましても、交流促進の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

(1)の②、特定の診療科目などの診療日や診療時間の工夫など環境を整備することについてご答弁申し上げます。当院は総合病院として22診療科を有しており、限られた医師により外来診療、検査、手術、入院治療等の医療を午前、午後にわたって展開しております。これまでも受診しやすい環境として予約診療などを取り入れ、実施してまいりましたが、まだまだ課題は多くあることは認識しております。特に外来診療につきましては、受診患者数の関係から午前、午後に行っている診療科や、週のうち数日間のみ診療を行っている診療科もあります。これらは、いずれも検査や手術等の関係、特殊専門外来の実施、外来対応医師数の問題や課題等もあり、総合的に検討すべき事項として現在も新病院開院に向け、検討中であることをご理解賜りたいと存じます。

次に、(1)の③、ブログやツイッターを活用し、対外的な情報発信機能を強化することについてご答弁申し上げます。今や医療業界においてもインターネットの活用はホームページだけではなく、ブログやツイッター等複数のツールを使い分けて、患者の増加対策を行っている一部の民間病院や診療所があり、患者さんにとってもインターネットは病院選びのツールとして大きな役割を担っているところであります。ブログやツイッターでのさらなる細かい医療情報の提供による受診等につきましては、受診される患者さんの年齢層や地域性、さらに都市型の医療地域との差などによっても異なるものと考えられます。しかしながら、医療情報の発信については病院選びや患者満足度への重要なメッセージとなり得ますことから、現在の当院ホームページの見直しを図りながら、親しみと魅力ある適正な医療の発信となるよう内容の充実等を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、(1)の④、医療従事者による学校等への出張講演や市民向け出前講座などの開催や活用の拡大についてご答弁申し上げます。現在当院では、北海道大学や札幌医科大学からの要請による出張講演のほか、地域への医療情報提供として市民向け出前講座や、がんに対する市民公開講座などにつきましても定期的な開催を行っております。また、砂川高校へは附属看護専門学校専任教員や当院の認定看護師等が看護専門課程への授業支援として看護学の医療情報提供を行っており、今後におきましても学校等の要請状況や地域市民の要望に対しまして、十分に踏まえた中で対応を図ってまいりたいと考えております。

次に、(1)の⑤、病院の取り組みや特徴などを広く周知する活動についてご答弁申し上げます。当院広報紙「ひまわり」は年4回発行し、来院、来訪者の方のほか、より多くの市民の方々に当院の取り組みや現状などについてお知らせしているところであります。現在病院窓口を初め、公民館や交流センターゆうに配置させていただいており、本年度からは市内各町内会にもご協力いただき、回覧用として配布させていただいているところであります。病院の取り組みや特徴などの周知については、さらなる内容の充実を図るとともに、配布数、配布先等の拡充につきましても十分な検討協議を行いながら実施してまいりたいと考えております。

次に、(2)、患者さんの満足度向上についての①、待ち時間対策としての診療の効率化、院内滞在時間短縮、診査順の柔軟な運用と説明の工夫の向上についてご答弁申し上げます。患者さんの満足度向上に向けては、待ち時間などの診療の効率化が大きな課題であります。これまでも予約診療や患者受診順の表示、受診前の問診、検査実施の時間調整など、これらの対策を講じながら診療体制の効率化に努めてまいりましたが、施設的な問題や、さらに診療医師の業務負担軽減も含めて、さらなる診療の効率化の対策は講じなければならないと考えております。今後も受け付け時間や決められた時間内の予約患者数の見直し、院内掲示、患者番号の表示など、それぞれ対策を講じながら、診療体制の効率化に向けて、医師を含めて十分に検討していきたいと考えているところでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

(2)の②、患者さんの受診後のアフターケアについてご答弁申し上げます。生活習慣病など慢性疾患の患者さんで受診を中断している方に電話や手紙で連絡し、病状を確認し、受診を促している例や、定期通院例だけでなく、急性疾患の患者さんにも電子メールなどで連絡をとり、受診後の経過を尋ねるなど新しい手法等を、手法を取り入れている病院も一部ではあると聞いておりますが、実施に向けては対象となる患者さんの数や地域の医療機関、関係施設等との連携状況など十分な対応が必要と考えられます。受診後の状態確認の連絡等の体制整備については、当院における医療のあり方などを医師や看護師、また保健機関等の意見を十分に聞きながら行わなければならないと考えるところであります。

(2)の③、メールマガジンの創設により患者さんに医療情報等を定期的、継続的に提供することについてご答弁申し上げます。メールマガジンについては、初期において企業、一部の個人が発行しているものが大半でありましたが、これらが一般化するに伴い、政治家や政党、国、自治体などにおいてもメールマガジンを発行するようになってきているようです。メールマガジンを発行する場合には、内容以外にも種々の工夫や仕組み等があり、新しい取り組みや医学、健康関連の最新のトピックスなどタイムリーな情報を提供することは可能であります。当院ではホームページや広報紙「ひまわり」などを活用し、病院情報を提供しており、これらのさらなる充実を図って対応していく考えでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

(2)の④、患者さんを対象とした夏祭りや院内コンサートなどの既存のイベントのさらなる充実と、地域住民と病院関係者などが一緒になった市立病院祭りのようなイベントの開催についてご答弁申し上げます。現在病院では、年2回のロビーコンサートのほか季節に合ったイベントなど、入院されている患者さんやご家族の皆さん、病院を訪れた方々など多数の参加をいただいております。多くの市民や患者さんと触れ合うことにより、実際の声を聞く場として、また相互理解を深める場として非常に重要なことと認識しております。その一方では医師、看護師など非常に忙しい勤務の中で開始、開催することなど課題も多々あります。しかしながら、質のよい医療の提供という趣旨においては、行事的なものや

病院祭りのような催しなどは患者さんにとって心のいやしになることも十分に考えられますので、今後の病院のあり方として十分に研究、検討してまいりたいと考えております。

(2)の⑤、現在物忘れ外来といったように特色ある専門外来があるが、今後の患者さんのニーズや地域ニーズに応じて、医療の質向上のために、さらなる専門外来の設置についてご答弁申し上げます。当院においては22診療科が設置されており、それぞれが専門外来として標榜している中で、特に専門医としての専門的な医療については専門特殊外来として実施しているものであります。特殊な専門外来につきましては、物忘れ外来を初めとして、小児科の内分外来、泌尿器科の腎機能障害外来など他を含め、17の専門外来を開設しているところであります。診療分野を広げ、選択肢のある専門外来を開設することで患者さんの増を図ることもありますが、医療の質を高めることが必要とのことで、それぞれの診療科の医師が開設しているものであります。特殊な専門外来につきましては医師の確保や施設の確保なども必要であり、人員配置等を含め、対応を協議しなければならない事項も多々ありますが、医療の質の向上を図る上で医師等も十分に検討しながら対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、再質問と意見表明に入りますけれども、まず最初の大きな1点目、監査機能の充実強化についての話でありますけれども、なかなかほかの議会でも個別の案件でなければ監査委員さんに対する一般質問というものはなかったもので、砂川市においても過去の例を調べてみましたら、ちょうど同じように監査制度が中央の中で変動をしようとしている時期に、31年前に今の北谷議長が監査委員さんに対して一般質問していたことがありましたので、31年ぶりということなのですけれども、それはなぜ今回このような一般質問をしたかという、先ほどの答弁にもあったように今中央のほうで大きく自治体の監査機能が変わろうとしている潮流にあるわけです。答弁等もありまして、今の監査事務局の体制で、少ない人数ながらも、日常ふえている行政の財務監査や行政監査的な監査もしているというお話でしたけれども、非常に多くのご苦勞を伴って監査をされているのだなというふうに思っております。しかし、監査機能の本来の目的はやはり行政がしっかりとした予算に基づいて、しっかりとした業務を行っていくことを第三者機関的な目で見っていくことにあるわけでありまして、その中ではチェック機能が何重にもあってもいいのかなというふうに思っております。答弁も両方からいただきましたけれども、行政の中には行政の内部の評価の制度というものもあります。これは、一般の企業や民間で考えれば自己評価ということも言えますし、我々議会、議員も監視権を持っているわけですから、行政の施策や予算等についてはきっちりと監視していくというチェックが入ります。また、監査委員さんにおかれましては、第三者機関的なことで監査の目から行政をチェックするというような機能を持っているわけです。その中において、さらに専門性やよそからの目を入れるということで外部監査制度を導入したらどうだろうと、中央のほう

では一時外部監査の導入を積極的に推奨しておりましたが、先ほどの答弁内にもあったように今制度が大きく変わろうとしている中で、果たしてその外部監査に耐え得るだけの人材が小さな自治体にいるのかと。もちろん専門性、独立性、人事の問題といったものは考えていかなければなりませんけれども、いるのかと言って、そこで思考停止をしてはいけないわけであって、そうであれば中央のほうできちっとした制度設計を整えてもらうということも必要になってくると思います。ですので、今中央の政界の状況が少し乱れておりますけれども、早ければここ数年内には地方自治法の改正あるいは自治体監査制度そのものががらっと変わりそうな、いろんな中央で考えている案は何案もありますけれども、そういった案が多分示されると思いますので、そういったことにも備えていくといったようなことが必要になってくるのかなというふうに思っております。

ですので、決して行政監査等についても先ほどの答弁では、今後は議会や行政の内部評価のほうに移行していくというような流れがあるということなのですが、そういった制度改正があるまでは、やはり今の自治法上にきちっとのっとった行政監査というシステムがあるわけですから、行政の方を信用しないわけではありませんけれども、行政の内部評価とともに、監査目標とか、年度ごとの監査テーマに加えていただきながら、行政の適正な執行がなされているか、無駄遣い等が一切ないかどうかということを確認する立場から見ていただけるような機会を、本当は少ない人員でやられておられるので、なかなか大変なことではあると思いますけれども、そのことはお願いしておきたいと思えます。監査制度については、中央の法改正の動向が今非常に揺れ動いておりますので、ここで明確な答弁というものをいただくというのはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますので、次の2番目の図書館の話に移ります。

地域づくり、地域に密着した図書館づくりということで私が想定しているのは、やはり地域づくりですとか、人づくりのための図書館であってほしいということなのです。図書館にはお金を費やして、蔵書を入れて、いろんな勉強の場とか、情報を収集する場として使っていただいておりますけれども、どうしても先ほど答弁にもありましたように蔵書の均一化とか画一化とかになってくれば、それはそれで大切なことなのですが、ほかの図書館との差別化が難しい。

それから、もう一つは、大きな図書館で予算の潤沢にあるところであれば、やはり蔵書数も多くそろえることができますので、なかなかこういったものは競争ではありませんけれども、その自治体に住む住民の一つのサービスの提供ですので、こういったものを考えた上で、それでいいのかということも疑問の中にあるわけです。であるならば、図書館に来ていただいた方が情報や勉強をすることも必要ですが、地域の伝統や文化、歴史に触れて、その地域に愛着を持ってもらう、または将来的には、これは本当に夢物語かもしれないかもしれませんが、そこで勉強したこと、その蔵書等の資源を使って、それをまた地域に還元していただく、その人の能力が向上すれば、例えば地元でUターンされて創業

していただくとか、新たな企業を起こしていただくとか、または学生さんであれば進学をしていただくとか、別に勉強だけではなくて、スポーツの分野でも今いろいろとスポーツだって知識が必要になってくる場所もありますので、そういったような活動の場にしていただきたいなというふうに思っているのですが、その中では当然画一的な知識の詰め込みとか、そういったものではなくて、やはり砂川には砂川にしかない伝統や歴史というものもありますから、その辺も人材育成や地域づくりにはどうしても必要になってくるのかなというふうに思っております。

先ほどの答弁の中では、地域のいろんな催し物等の資料等を集めるのが物理的な制約があつてなかなか難しいのではないかというお話があつたのですけれども、最初から対象を広くとらえることはないと思うのです。例えば市立病院のほうでもがんの講座等を行っておりますけれども、そこで使われたものは新聞記事として出るのではなくて、実際に使われている資料を図書館の中でも見れるようなコーナーがあれば、特に砂川は病院をこれから中心に据えてまちをつくっていかうとしているわけですから、クロスレファレンス的に、病院に行っても、図書館に行っても同じ資料が手に入るとか、情報が手に入るといったようなことがあつてもいいのかなというふうに思っております。図書館のほうで先ほど難しいし、資料館的なのという側面の答弁もありましたけれども、砂川市の砂川市図書館条例によれば、図書館条例の3条の1号のほうで、図書、記録、視聴覚教育資料及びその他必要な資料の収集、整理及び保存並びに利用に関することを事業として掲げております。当然砂川市のこの図書館条例ももとなる図書館法というものがありまして、この図書館法に準拠してやっているわけですが、その図書館法の中には図書館は、図書館法の第3条ですけれども、「図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することになるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない」として、その1号の中で「郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルム収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集して、一般の公衆の利用に供すること」とされているわけです。ですので、私は決して資料だとか図書だとかという明確な区分ができるわけではなくて、そんなスペース的に過大にとるのであれば論外かもしれませんが、やはりいろんなものを1つの場所に集めて、見られるような体制というのはとってもいいのかなと。特に砂川にゆかりのあるもの、スイートロードとかでも有名ですし、ほかにも自然環境で子どもの国の関係ですとか、オアシスパークの関係ですとかいろいろありますけれども、その辺の、先ほどからの繰り返しになりますが、その辺の収集する範囲の対象というのは限定しなければなりませんけれども、今既存の砂川コーナーのお話もされていましたが、砂川ということは単行本とかで出ただけの話ではなくて、実際砂川の中で活動している人方の記録とか、そういったような例えば講演会、発表会等というものを例示しましたけれども、そういったような資料を一度に展示するようなことがあつても、図書館

の事業とは相入れないものではないのではないのかなというふうに思っておりますので、この辺のその他の資料と郷土資料の扱いの考えについて再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 議員さんのご指摘のとおり、やはり図書館の使命として、法律あるいは条例で規定されているとおり、そういった資料の収集という部分のところはしっかりとやっていかなければならないと、こういう部分は認識をさせていただきます。そういったことで、先ほど1回目のときにもご答弁を申し上げましたけれども、砂川市の歴史コーナーというコーナーをカウンターの前、本当に一番お客さんが見やすいところに蔵書150冊ほどを展示、書架に並べております。そのほかにも砂川のそういう歴史等に関する書籍につきましては、全体でこれ常設展示以外にも809冊ほどのそういう図書も蔵書をしておりまして、こういったことから図書館としても砂川市の歴史、そういった郷土に密着したような、そういった資料の部分につきましては資料収集行っているということで、その辺はご理解をいただきたいと思えます。ただ、議員さんがおっしゃっているとおり、砂川市ではスイートロードですとか、ラーメンですとか、いろいろ通告にありますとおり、そのような取り組みが行われております。そんな図書につきましては、それぞれの分野に分かれた部分で蔵書も行っているところでございます。1回目の答弁で申し上げましたけれども、砂川市に密着したテーマという部分のところでは、郷土資料的な部分につきましても収集を行っております。今後そういう資料につきましても、できれば図書の展示ですとか、そういった部分で入り口にテーブルを設けて、時期に応じて、そういう図書の展示なども行っております。そんな部分を含めて今後検討をしてみたいということで考えておりますし、資料の有効な活用という部分も行ってみたいと、そのように考えております。ただ、議員さんのご質問にありました市内各所のそういう行われる講演会等の資料、こういった部分につきましては、現状あの体制から申し上げますと、職員と、それと嘱託、職員1名と嘱託司書3名、それから臨時の職員2名と6名の体制で行っております。業務のほうも通常のそういった図書の選定から始まりまして、貸し出し図書の収納ですとか、そういった部分を含めて、現在の中ではなかなか対応していくという部分のところは難しいところはございますので、1回目の答弁で申し上げましたとおり、今後の研究の課題、分野とさせていただきますなど、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 内情も語っていただきまして、理解はできるのですけれども、図書館のほうには私もちょくちょく行かせていただいて、司書の方がいろんな読み聞かせをやっていたりですとか、あとはお菓子の絵本ですとか、そういった、あと例えば終戦記念日近くに戦争のものを展示して特設コーナーを築くですとか、そういった取り組みをされて、

本当に真摯に一生懸命やっつけらっしゃるのだなというのは感じておるのですけれども、やはりこういったような周りの環境、特に人口減、高齢化で、なかなか若い人がここに定着してくれないといったことを考えたときに、私も質問の中で言いましたけれども、図書館も基本的には、基本的というか、市民の皆さんの税金を投じて運営をしているわけであって、その資料というのは皆さん共通の財産なのですけれども、それがやはり砂川のコーナーのお話はされていましたが、そうではなくて、それも必要なのですけれども、そうではなくて、一番ベターな方法としては例えば映像記録等のようなものを残して、図書館の視聴覚スタジオとかもありますから、そういったところで流すのですけれども、そういったものは機材等も必要になってくるので、手っ取り早いという言い方はちょっと失礼なのかもしれないですけれども、市内の皆さん方が例えば……こういった団体があるでしょう。いろんな各種団体があるので、個別には名前を申し上げませんが、そういった取り組みを、過去先人たちがつくってきたというようなことを集める。公民館にも郷土資料室というものがありますけれども、私は先ほども繰り返しているように資料の扱いにしても、郷土資料ということに関しても、ここは図書館だから、ここは公民館だから、ここは資料館だからというような明確な区分というのはできないと思うのです。図書館がどういう目的を持って運営されているかということは、当然教育委員会のほうでも砂川の図書館はこうこう、こういう目的で運営をされているのだということを決められていると思いますけれども、一般的に考えれば勉強とか情報収集の場と考えているのですが、今現在砂川市の教育委員会として、既存の考え方でいいのですけれども、私は今回この人づくり、地域づくりというのは、ちょっと今までの図書館の考え方にはなじまないものかもしれませんが、今現在の図書館の基本的なこれから運営していこうというスタイルというか、基本的な理念になっている考え方というものがどういうものなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 教育次長。

○教育次長 森下敏彦君 図書館のそういう運営に係る理念という部分でございます。読書の必要性という部分のところは、これは市民の皆様が日常生活を行っていく上で、みずから生涯学習、いわゆる学ぼうとするときに、必要な図書資料などを提供をさせていただいて、そういった中で日常生活を豊かにしていただく、そういった取り組みに対して館としてそれぞれ支援をしていく、こういったことがまず基本であると、そのように考えております。1回目の答弁でも申し上げましたが、やはり市民の皆様がこういったニーズの学習に取り組まれて、取り組まれようとしているのか、そういった部分も実態を把握をするとともに、過去のいわゆる貸し出しのデータですとか、そういった部分をもとに新刊図書ですとか、そういった部分につきましても選定をして、蔵書をしているところでございます。また、人づくりといった部分のところにつきましては、これも本当に重要なことだと思います。読書普及を推進していくという部分のところでは、やはり館としてた

だ待っているという部分ではなくて、やはり積極的に図書館の図書よき、そういった部分も含めて知ってもらおう。そして、読書に取り組んでいただくきっかけづくりをしていく。そんな部分では、やはりこれは児童の部分でございますけれども、出張のお話の会ですとか、いろんな各種事業に取り組んだ中で、外部にその図書の必要性ですとか楽しさ、そんな部分を伝えるための取り組みというものも行っているわけでございます。こういった事業を今後推進していくという視点におきましては、やはり職員だけではなくて、多くの市民の皆さんの協力をいただきながら事業を推進していきたいと、そのように考えておりますし、読書を通じて、人づくり、まちづくり、こういった部分につながればと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 考え方もわかりましたけれども、やはり時代は流れていきますし、だんだんと変わってくるので、価値観も多様化してくると思います。それは行政の皆さんだけではなくて、我々市民も全く同じなのですけれども、今ほど答弁にあったようにその時代、時代に依じて的確なニーズというものも変わってくると思いますから、その中でぜひともこの公共図書館というところは、なかなか自治体の部局の中でも教育というものはすぐに成果が見えてこないものですから、予算が減らされることも多いのです。ただ、そこはうちの予算では、蔵書の購入費にしても、雑誌の購入費にしても横ばいで推移していますので、資料的なものに関しては確かにほかの図書館に比べれば指定管理等も入っていませんから、恵まれた環境にあるのかなというふうに思っています。ですので、先ほどからの繰り返しになりますけれども、よその図書館に負けない何か光るものというものもぜひともつくっていただきたいなというふうに思うのです。もちろん今職員の皆さんが一生懸命やっていたらそれはだれもが認めていることですが、そうはいっても、これも繰り返しですが、やはり価値観の多様化、変説ということがあれば、当然今までやっていることがこれでいいのかどうかということを検証し、振り返ることも大切だと思います。ですので、物理的なもの、人為的なもの、予算的なもの、さまざまな問題、それから市内各所の講演会等の発表の資料を集めたときの物理的、それからだれが集めてくるのか、どの程度の資料を収集するのかといったような範囲の明確化の問題等いろいろとクリアしなければならない問題いっぱいあると思いますけれども、ぜひともこのあたりについても新しい図書館、開かれた図書館、それから歴史、伝統を学べる図書館、地域づくり、人づくりの拠点となるべき図書館として考えていただきたいなというふうに思います。この辺は、意見として終わります。

次に、最後に病院の関係でありますけれども、項目は10項目ほど並べておりましたが、大きくテーマは2つに分かれております。1つのテーマが今後新病院が開院したときに新しい患者さんをどのように誘引し、確保していくかということと、もう一つの大きな柱が今現在通院されている患者さんの満足度を向上させることによって、患者さんがほかの病

院とかに移っていかないようにどのように引きとめるかといったようなことが大きな柱であります。10項目はあるのですけれども、この中には今まで再三再四にわたって、私だけではなく、ほかの議員さんも数々の場面で取り上げてきた話も含まれておりますが、この中で言いたいことは、新病院がこれから来月の28日に開院するわけでありましてけれども、やはり砂川の病院だけというもちろん認識ではないのです。やはり空知の基幹病院であるということで、今まではなかなか一般質問等で聞いてきたことも施設が老朽化、狭隘化していることによってできないこともあったと思うのですが、ここに示されたようなことを通じて、この中には今の病院の活動の取り組みを広く周知してもらうというようなことが大きく含まれているわけでありまして、これも今までは広報紙の発行ですとか、実際にそれを持参して医療機関やいろんなところを回るといったような話もありましたけれども、今こういったようなパソコンとか、それから携帯電話等のツールがいろいろとあります。こういったツールがあれば、当然技術革新によって情報の発信の形態も変わってくるわけですから、今はなかなか新病院開院が迫っているの、そういったようなことを考えていくことは難しいのかもしれませんが、民間病院でやっていることであって、公立病院だから、必ずしもできないというわけではないと思うのです。できる分野も必ずあると思います。医療の提供とか、実質医療の質の中身の話については、なかなか提供が難しいものもあるかもしれませんが、こういったような事務的などと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、こういったような側面、背面支援をすることによって、医療の質の向上とともに患者さんを、新しい患者さんを導いていくような方法というものは、もっともっと外に出て、積極的に研究していただきたいなというふうに思うのですが、そのあたりについてどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 新たな患者の確保について、どのような形で情報発信するかというご質問だと思われませんが、まず1回目でご答弁申し上げましたとおり現在前方支援という形で患者さんの確保に動いているわけです。この前方支援につきましては、ことしの2月から8月までですけれども、10回ほど医師、それから看護婦、それから連携する職員がそれぞれ近隣の病院を回りまして、医療情報を、だから冊子をつくりまして、そういう情報を提供しております。その中で今回10回ほど回りましたけれども、診療所、それから医院、それから自治体病院含めた病院について18病院を対象に活動してまいりました。その中で先ほど申し上げましたように医療情報の冊子ということでございますけ

れども、これも当然新たな病院になりますと、内容も変わってきますし、そういった意味も含めて、これらをまたさらに強化しながら、またこういう形で前方支援を強化していきたいというような考えでございます。

それから、情報発信の方法としてもホームページ、それから「ひまわり」それぞれ、「ひまわり」につきましては4回ほど発刊しておりますけれども、これらについても新たな医療体制ということで全面的に中身を変えなくてはいけないというふうにも考えております。特にホームページについては、現状のホームページの内容をさらに強化するような形で見直しを図りながら、さらなる医療情報の発信をしていくという考えでございますし、「ひまわり」についても年4回実施しておりますけれども、これについては継続して発刊していきたいという考えありますので、こういった形をもって、さらに、さらなる医療情報の提供、発信をしていきたいという考えでございますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長 北谷文夫君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 どんどん積極的に医療情報等を発信して、病院を売り込んでいただきたい。ただ、患者さんが集まるといったことは果たして病院経営の観点から見ればいいのかもしれませんが、病気をもちになるということがいいのかどうかといったような問題もあります。そうはいつでも、我々は病院の経営ということも考えていかないといけないわけですから、そういったような、今ほど答弁にありましたような形での発信形態、あるいは全く新しい、先ほど来述べているようなホームページがさらに進化したようなものと考えたほうがよろしいのでしょうか。ブログやツイッターといったような双方向的な電子情報のやりとりができるようなシステムで、これにはもちろんいろんな障害があると思います。障害があると思いますけれども、こういったようなものも積極的に検討していただきたいなというふうに思っております。やはり新病院が開院するという節目ですので、今までは物理的にできなかったこと、設備的にできなかったことであっても可能になるような点も多々あるのかなというふうに期待はしておりますけれども、最終的にはマンパワーが必要になってくるのかなと、そういったようなスキルを持った人材もないといけないといったことにつながってくるのかなというふうに思いますので、新たな患者さんの確保にしても、これから申し上げる患者さんの満足度向上にしても、最終的に行き着くところはやはり働いている人、スタッフの能力に負うところが大きいという面もあると思うのです。ですので、これはだれか特定の人が例えば外回りをして、病院をPRするとかいうだけではなく、一見関係のないような部署のような方であっても、やはり砂川市立病院、皆さん、医療従事者、それから事務局ともに同じスタッフですので、そういったことを含めて、全体的にPRしていただきたいなというふうに考えております。

それから最後に、患者さんの満足度の向上についても、大項目一括ですので、まとめてお伺いしますが、これも今まで従来から繰り返し聞いてきたことなのではございますけれども、

なかなか現在の病院のほうが老朽化、狭隘化ということで、特に患者さんにとって待ち時間の解消とか、あるいはちょっとした言葉のかけ違い等によって関係が壊れてしまうというようなことがあったのです。そういったようなこともこれからの新しい電子カルテ等のシステムを効率的に駆使することによって、少しでも患者さんの気持ちを和らげる方法を考えていかなければならないというふうに思っているわけですが、患者さんと医療スタッフが身近に接する機会というものは、診療の以外の場面においては近いようで遠くて、なかなかないのです。同じこの小さな砂川市のまちなかであっても、なかなか交流を持つ場というものは、例えば一方的な講座、講演等や診療等で会うことはあっても、地域の住民の皆さんと触れ合う機会がないので、本当に医療従事者が真っ赤かになって一生懸命頑張っている。診療時間というものはあつてないようなものだというようなことの理解というものを病院の側も発信していただきたいと思ひますし、そういうふうに相互理解することによって患者さんが実はこの砂川という地域は医療が非常に恵まれた地域であるということのを再認識してもらひ。そのためには、我々議會議員も住民の皆さんと積極的にお話をし、情報交換等をしていかなければならないと思ひておりますけれども、最終的にどういふ形態かわかりませんが、患者さんと患者さんの親族等と触れ合う機会をもっともっと病院のほうも提供していったらどうなのかなと。もちろん医療スタッフは激務で疲れているというものはありますけれども、それがめぐりめぐっては医療スタッフの働きに報いる形になるのであれば、それはやはり望ましい形、これからの病院としてあるべき姿なのかなというふうに思ひておりますので、その辺について最後に病院としての考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 本當に新病院になりまして、相当ハードの部分は新しくなりますけれども、基本的には病院の院内の運営含めて、内容が充実していかないと、本當の患者の、患者の満足度も高まらないというふうには認識しております。ただ、今までやってきたとおり、患者さんとの触れ合いの場含めて、病院祭も1回目でご答弁申し上げましたけれども、そういう中でいろいろと患者さんと触れ合う場を多くした中で満足度を上げる。それから、それに合わせて、いわゆる説明も含めて、質を上げるということは我々も十分考へております。ただ、まだまだやらなくてはならないことたくさんございまして、これらについてはそれぞれまた今後も対策、それからいろんな工夫をしながら、満足度を上げるような対策を強化していきたいと思ひますし、これらについてもご意見、いろんな意見を聞きながら、さらに我々も対策講じていきたいというふうに考へております。具体的な例はちょっと、こういうことをやるというふうにはちょっとお話しできませんけれども、こういうのを含めて研究、検討していきたいというふうに思ひております。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

〇一ノ瀬弘昭議員（登壇） それでは、私は大項目を一括する形での一問一答方式を選択し、一般質問をさせていただきたいと思います。時間もあれなので、明瞭、簡潔にお伺いしていきたいというふうに思っております。今回の質問は大きく3点であります。

まず、1点目は、宮川中央団地、東町団地の修繕工事についてでございます。（1）といたしまして、宮川中央、東町の各団地で壁や屋根等の修繕工事が行われていますけれども、その進捗状況がどのようになっているのかお伺いしておきます。

（2）番、この工事の際し、住民とのトラブル等の有無についてお伺いいたします。

（3）番、修繕工事に関する住民要望の有無と、その対応についてお伺いいたします。

（4）、今後における長期的スケジュールがどのようになっているのかをお伺いいたします。

（5）、来年度以降の工事に対する住民説明会の実施の有無についてお伺いしておきます。

続きまして、大きな2番目は、街路樹の維持管理についてでございます。市道の各所には、路線ごとにさまざまな樹木が街路樹として植樹されております。近年それらの街路樹も大きく育ち、維持管理に苦慮していると感じております。そこで、以下の点についてお伺いするものでございます。

（1）番、街路樹の剪定基準や頻度について。

（2）番、樹木の種類の選定、この場合の選定は選ぶ意味での選定でございます。この樹木の選定をどのように行っているのか。

（3）番、植樹の剪定に係る経費が年々増加しているように思われますけれども、その動向についてお伺いします。

（4）、大きくした街路樹が道路本体などに及ぼす影響についてお伺いします。

（5）、維持管理費の削減を視野に、一定程度大きく成長した樹木の植えかえ等についての考え方についてお伺いいたします。

続いて、大きな3番、マイマイガ等の発生状況についてであります。この質問については、私は3回目でありまして、発生が報じられている当初からお伺いしておりますので、継続してお聞きするものでございます。数年前からマイマイガ等が異常発生し、市内の樹木や人体に悪影響を及ぼしております。そのことにより発生当初からその対策方法に関する質問を行ってきましたけれども、一向に終息する気配がない状況が続き、駆除等の対策が急務となっております。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

（1）番、本年度におけるマイマイガ等の発生状況がどのようになっていたのかお伺いいたします。

（2）番、これまでに市が行ってきたマイマイガ等の対策等についてあれば、ご紹介いただきたいと思います。

（3）番、商店街が独自に街路灯を消灯するなどの取り組みが行われたと聞いておりま

すけれども、その経緯についてご存じであればお聞かせください。

(4) 番、最後の質問でありますけれども、各町内会や商店街、あるいは個人が薬剤散布等の駆除を行う場合、市として何らかの助成等の考えの有無について、今の終息しない、この継続した発生状況をかんがみ、どのようにお考えになっているのかお伺いし、初回の質問とさせていただきます。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 (登壇) 私のほうから大きな1と2についてご答弁いたします。

初めに、大きな1の宮川中央団地、東町団地修繕についてのご質問にご答弁申し上げます。(1)の宮川中央、東町の各団地で行われている修繕工事の進捗状況についてでございますが、宮川中央団地及び東町団地の改善工事につきましては、屋根トタンのふきかえ、外壁の補修及び塗装、ベランダ手すりの取りかえなどの住宅の耐久性を向上する工事であり、施工箇所については宮川中央団地西7条1号棟から3号棟の3棟と東町団地1号棟の計4棟であります。いずれの住棟についても5月下旬に着工し、8月下旬に完成したところであります。

次に、(2)の工事に際しての住民とのトラブルなどの有無についてでございますが、工事着工前の説明会において工事の内容や進め方などを説明し、工事を実施いたしました。が、工事が進む中で説明した工程に比べ、若干のおくれが生じたため、そのことへの苦情や問い合わせがありました。その後に調整した工程を各戸に説明し、ご理解をいただいたところであります。

次に、(3)の修繕工事に関する住民要望の有無と対応についてでございますが、この改善工事では作業の安全性確保と塗料等の飛散防止のため足場の周囲にネット状の養生シートを張って施工し、さらに外壁を塗装する際には窓ガラスにビニールシートを張って養生することになりますが、入居者の方よりこのビニールシートの養生に対し、通風を確保するため南側と北側の両方の窓を同時に養生することのないようにとの要望がありました。このことにつきましては、当初より通風の確保のために計画しておりましたが、さらにこのビニールシートに切れ目を入れ、通風に対して配慮して施工したところでございます。

次に、(4)の今後における長期的スケジュールについてであります。今年度施工した屋根、外壁改善工事につきましては、平成21年度に策定いたしました砂川市公営住宅等長寿命化計画に基づき、実施しているものであります。来年度以降につきましてもこの計画により順次実施し、東町団地については平成25年度に、宮川中央団地については平成29年度に終了する予定であります。

次に、(5)の来年度以降の工事に対する住民説明会の有無についてであります。今回の改善工事に当たりまして、建物周囲全体に足場をかけるため、南庭などの手入れへの影響も考慮し、4月に工事対象の入居者に対し、チラシ配布をして、事前に工事のお知らせ

せを行いました。さらに、施工業者が決まり、施工計画が決まった時点で入居者の方々に説明会を開催し、工事の内容や進め方について説明した上で工事を実施しております。来年度以降につきましてもことしと同様に事前のお知らせとともに、工事説明会を予定しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、大きな2の街路樹の維持管理についてのご質問にご答弁申し上げます。初めに、(1)の街路樹の剪定基準や頻度についてでございますが、街路樹剪定の基準につきましては、車道は道路構造令の建築限界であります4.5メートル程度、歩道は冬期の歩道ロータリーによる除雪作業に支障にならない高さ2.5メートル程度の空間をそれぞれ確保するように作業を行っており、頻度につきましては現在市が管理している街路樹約6,600本のうち成長が速く、葉が大きなプラタナス約600本については毎年樹木の成長に影響の少ない秋口に剪定作業を実施しており、他の樹木につきましては車両の通行などに支障が出ないように道路パトロールの実施や市民の方々からの通報によりその都度対応しているところでございます。

次に、(2)の樹木の種類の選定をどのように行っているかのご質問でございますが、砂川市は昭和49年に緑化都市宣言を行って以来、公園の整備と街路樹の植栽を積極的に行ってまいりました。樹木の種類の選定は、路線ごとに特色ある道路景観をつくり出すことを目指しながら、四季の移り変わりや彩りを感じられる樹種を中心に選定してきたところであり、これまでに市の木であるナナカマドやイチチョウ、エゾヤマザクラ、ハルニレなど29種類の樹種を植樹してきたところであります。

次に、(3)の樹木剪定に係る経費の動向についてお答えいたします。街路樹の管理には剪定のほか害虫の防除、枯れ木の撤去、支柱の修繕などの経費がかかりますが、剪定にかかわる経費については過去5年平均で全体の約65%、年間約490万円程度利用しております。その年の気象条件などにより要する金額が左右される面がありますが、樹木が大きく成長するとともに、剪定の経費が増加する傾向にあります。

次に、(4)の大きく成長した街路樹が道路本体に及ぼす影響の有無についてでございますが、一般的には木の根が伸びて道路の表面に出たり、排水管の中に根が入り込み、管を閉塞することが考えられますが、過去に歩道表面に木の根が出て補修を行った事例が1件ありましたが、ほかには現在までのところ道路本体に影響を及ぼすような事例は発生しておりません。今後とも道路パトロールなどを行いながら、適正な管理に努めてまいりたいと存じます。

次に、(5)の維持管理費の削減を視野に、一定程度大きく成長した樹木の植えかえの考え方についてでございますが、大きく成長した街路樹の維持管理については、葉が生い茂り、街路灯や道路標識などが見えづらくなったり見えづらくなることが予想される場合は剪定作業を実施しているところでありますが、成長した街路樹を植えかえるには多額の経費や移植する場所が必要となり、またこのたびの総合計画策定における市民アンケ

ート調査においても、街路樹による道路景観づくりについて高い評価をいただいているところから、植えかえの考え方は持っておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。
○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 大きな3のマイマイガ等の発生状況についてご答弁を申し上げます。

（1）、今年のマイマイガ等の発生の状況についてであります。まず一昨年大量発生したマイマイガですが、昨年も発生しており、産みつけられた卵が越冬し、本年5月ごろからふ化が始まり、多くの幼虫のふ化及び春先の風の強い日に風に乗った幼虫の移動が確認されたところであります。しかし、7月の中旬から下旬にかけてマイマイガの発生が見られたものの大量発生には至らず、1週間程度で消滅したような状況となり、成虫になってからの苦情はほとんどない状況でありました。なお、幼虫の時期には毛虫の発生による苦情が数件程度寄せられたところであります。また、マイマイガ以外のガの発生につきましては、8月下旬ごろから大きなガの発生を確認しているところでありますが、この大きなガにつきましては比較的成虫の期間が短いものと考えられますが、一部報道ではヤマユガ科のクスサンとのことでありますが、実態は十分に把握されていない状況であります。

（2）、これまでに市が行ってきた対策等についてであります。マイマイガの幼虫の発生時期に、街路樹への薬剤散布とともに、必要に応じて街路樹の剪定を行ってきたところであります。また、広報による注意喚起及び駆除の方法について市民周知を行っており、昨年8月並びに本年5月には具体的な薬剤名についても掲載したところであります。

（3）、商店街が独自に街路灯を消灯するなどの経緯についてであります。街路灯などの消灯につきましては、一昨年のマイマイガの大量発生を受け、自主的な対策として昨年商店会管理の街路灯や町内会管理の防犯灯の消灯が行われており、本年度につきましても必要に応じて消灯されているものであります。

（4）、各町内会や商店街、個人が薬剤散布などの駆除を行う場合、市として何らかの助成等の考えの有無についてであります。マイマイガの駆除方法につきましては広報すながわを通じて住民周知を行っており、必要に応じて今後も広報への掲載を考えております。助成等につきましては、各町内会や商店会並びに個人における害虫の駆除対策におきましてはそれぞれ適切な駆除をお願いするものであり、助成等につきましては現時点で考えておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、市民の皆様からの問い合わせにつきましては、今後におきましても適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、大きな1番目から順次お伺いしていきたいというふうに思っております。順不同になると思いますが、理解できるところは理解できましたので、そうでないところということでお伺いしていきます。

まず、今回の外壁、屋根のトタンのふきかえ、こういった手すりですとか、こういった

ものにつきましては、東町団地では平成25年までと、宮川では戸数が多いものですから、平成29年まで継続して行われるというようなご答弁でありました。この工事は、私実は5年前ですか、5年前に初めてこの場でお話しさせていただいて、既存のものを有効利用する、あるいは大切に使う、そういった意味から質問をしてきた経過がありまして、非常に住民の皆さんからもそういった要望が本当に多岐にわたっていたので、私も今回これが実現できたことについてはすごくよかったな、市長のお考えの中で実施することになったのだらうなというふうに思うのですけれども、本当に住民の方も率直に喜んでるのはこれ事実であります。このことによって、またさらなる長寿命化といいますか、住宅の長く使用できるのだらうなということにつきましては、私も非常にうれしく思っているところであります。

その中で今ほどお伺いしましたところによりますと、住民とのトラブルの有無等々というところで私はお伺いしたのですけれども、その中では説明会等に示したスケジュールに対して、実際の工程の中でおくれが生じたのだよと、そういうことで苦情が数件なのでしょうか、数十件なのでしょうか、わかりませんが、そういった苦情があったというご紹介をいただきました。また、それに伴って、(3)番でお伺いした住民要望という中で、塗料の飛散防止の観点からメッシュネット、あるいは実際窓に張るビニール製のこれ目張りのシート、養生のシートですけれども、これはビニール製なのですけれども、こういったものを南側と北側両方には設置しないでほしいというような要望があったやにご答弁いただいたわけですけれども、私もこの辺については非常に今後長い年月をかけて工事が行われていくということを念頭に考えたときに、果たしてこの辺をきちっととらまえないといけないのだらうなというふうに私思っているのです。というのは、私のほうに数々複数お話といいますか、苦情といいますか、要望といいますか、寄せられて、今回この質問に至っているわけなのですけれども、実は皆さんご承知のとおりことは異常気象というのでしょうか、6月からずっと暑い日が続いておりまして、9月に入ってもようやくここ1週間前ぐらいから気温が下がってきたのかなという気がしているのですけれども、そんな状況のもと非常にこれ住民の方、住まわれている方なのですけれども、非常に暑かったそうです。当然こういうところですから、エアコンとか、そういうのは当然ないですから、扇風機対応なのだと思うのですけれども、メッシュネットというのもこれ結構な風を、何というか、遮断するようなふうになっているのです。一般家庭でいいますと、網戸というのがよくあるのですけれども、その網戸もしているのとしていないのとでは本当に、50%とまでは言いませんけれども、風がなかなか来ないというような部分があるのかと思うのですけれども、そういった部分で本当に暑かった。それには、まして今度ビニールのシートといいますか、目張りの部分で、片方はあいていたかもしれませんが、風って両方あいていなかったら風通らないのです。片一方を閉め切っていたら、そこに空気がたまってしまって、空気が流れないという状況なものですから、工程の中では仕方ないの

だと思えるのですけれども、そういった中で非常に暑かった。非常に熱中症にはなっている人は僕は聞いていませんけれども、非常にそれ寸前ということで、非常に暑くて困ったというふうなことで、私のほうにもそういった部分については苦情なり来ているので、当然先ほどご紹介はして、西野部長のほうからご紹介はなかったのだけれども、多分あったのではないかなというふうには私も推測しているのですけれども、そういったことでこれを今回の工事を踏まえて、やはり来年度以降に生かしていかなければならないのだろうなというふうには思っています。

なので、例えばここで私が提案したいのは、5月下旬から8月下旬ということは3カ月です。3カ月間の工事の期間を例えば4月からにするとか、例えば3月からかかるとか、そういった形で暑い期間を極力避けるといいますか、そういったことも必要なのではないかなというふうに思います。それは工事の期間の問題。あとは、施工方法の問題としましては、北も南も西も東もべろっとメッシュネットで囲ってしまうというのは、やはり空気の流れをつくる、あるいは空気の流れを遮断してしまっているという観点からしては、やはりそれもどうなのかなというふうに思うものですから、大変なことなのかもしれませんけれども、工事必要、何というのですか、必要最小限と言ったほうがいいのか、工事にどうしても必要な部分だけ飛散防止のネットを張るとか、そういう形にしていくというような、極力住まわれている方々に迷惑のかからないような形にしていけないと、例えば宮川でいいますと、平成29年までといたらまだまだ始まったばかりですから、途中でまたいろんな苦情等々も出てこないとも限りませんし、本当にせっかくいいことをやっている、いい工事としてやっているのに、途中でまたおかしくなってきたら、本当に工事自体を取りやめていかなければならないというようなことになってまた困るので、私それは絶対困るので、何かしらこの工事の施工方法の変更、あるいは先ほど言ったような工事時期の変更というものも視野に入れながら考えていくことが必要だと思うのですけれども、来年度以降に向けての取り組みのそういった部分の考え方というのがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

2回目の大きな1つ目については以上お伺いします。

○議長 北谷文夫君 建設部長。

○建設部長 西野孝行君 ことしは例年にない暑い日が続きまして、工事の期間中入居者の皆さんに大変なご負担とご苦勞をおかけいたしました。それから、議員さんご指摘のように一部作業工程に当初計画よりも若干のおくれが生じまして、その面からも入居者の皆さんにご負担をおかけいたしまして、申しわけなく思っております。それで、来年度以降の工事につきましては、こうした反省にも立ちまして、一つもっと暑さ対策というようなものを考えた上で、そういうものを考えた工夫をした上で工事を進める必要があるというふうに考えているところでございます。ただ、ことしの工事のやり方というものを少しご理解いただきたいのですが、実はこれは議員さん百も承知のことでありましてけれども、外

壁塗装といいましても、これはいろんな作業工程がございまして、古い塗料を落したり、水洗いをしたり、モルタル補修をしたり、下地をつくったりというふうなもろもろのそういう工程がありまして、それから今回の工事は外壁塗装と一緒に屋根のふきかえですとか、ベランダの改修ですとか、これらもあわせて同時に行ったというふうなことで、こういった工事を建物回りを順繰りに次々に行っていく必要がある。そんな関係から四方をネットで養生したと、そして作業を進めたということでございます。しかし、ことしの暑さの中でこうした作業の進め方は大変なご負担を入居者の皆さんにおかけをしたということで、来年からはこの入居者の負担を少しでも軽減できるような、そういう作業の進め方を、ネットの養生の仕方をこれは検討してまいらなくてはいかんというようなことで、既にこれは施工する立場のお考えもこれ必要ですので、そんなご意見も伺いながら今検討を進めているという状況でございます。

それから、もう一点、施工時期のお話がございました。なるべく早く早期着工するようという考え方はそのとおりでございます。ただ、この工事につきましては、国の交付金を受けて行っている工事でございます。着工前に道の事前審査というものを受けてはならぬ、そんなことがございますけれども、道のほうともこれは融通もいただいて、少し道とも協議して、早期着工というものについてもこれは検討していかなくてはいかぬというふうに考えてございますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 それでは、ただいまご答弁いただきまして、私も聞き分けの非常にいい部類の人間だと思っておりますので、これ以上のお話はしません。今のご答弁からしても、来年からはちょっと今回の反省に立って作業を進めていきたいのだというご答弁だったので、住民からのそういった苦情等々も減るのだろうなというふうに思っているのですが、ぜひともこれは私何度も口酸っぱくなるほど言っておりますけれども、いいことの工事なので、住民も望んでいる工事なので、ぜひともそういった喜ばれるような形で進めていただければなということを思っております。

続きまして、街路樹の維持管理の関係についてでありますけれども、先ほど1回目にご答弁いただきましたように樹木のそういった剪定については、木が大きく育てば育つほど経費がかかっていくということでご答弁いただきました。それもそのはずで、樹木が小さい、比較的5メートルとか6メートルの場合であれば、極端な話、普通ののこ2段ばしごぐらいあれば剪定はできていくのだけれども、それ以上大きくなっていくと、やはり高所作業車という箱に乗っかって上に上がっていく昇降式の車両なのだけれども、こういうものに乗っかってやらなければならないとなれば、1日当たり1万何ぼ、2万何ぼぐらい取られるでしょうか、車両の借り上げ。そういったような形でどんどん経費が増えていくのだろうなというふうに思っております。私これ前段に言うておかなければならないのは、

私まちなかを緑で埋め尽くすというのは、非常にこれいいことだと思っているのです。コンクリートばかりの、アスファルトばかりのという中から、そういった樹木を否定するものでも何でもなくて、むしろそういったものをもっともっとふやせばいいなというふうに私思っているのだけれども、ただしかしそのことによって経費がどんどん、どんどん増加していくようであれば、これは困ったものなのです。

そこで、私は一番最後の（５）番目に維持管理費の削減を視野に入れたということで、一定程度大きく成長した樹木の植えかえ等についての考え方ということでお伺いしましたけれども、それについてはその考えはないというようなご答弁だったのですけれども、これちょっと勘違いといいますか、誤解されているようなので、私ちょっと補足でちょっとお話ししなければならぬのは、何もこれ今々大きくなってきたやつをすぐ植えかえしたほうがいいよということでは言っているのではないのです。例えば湖岸通りにある、何といいますか、ポプラといいましたか、高い木、あれは２０メートルを超えているぐらいの木です。今現状としては多分、多分手つけられない状況になっているのだと思うのです。何十年たっているから、ちょっとわかりませんが、そういう状況なのだと思うのです。数年前に台風来ましたが、そのときは何とか倒れないで済んだかもしれませんが、今後木の老朽化等々によって、それがそうならないとも限らないわけで、何を言っているのかというと、実は今植わさっている植樹というのが２０年後、３０年後になったら同じく育つということなのです。であれば、今６、６００本あると言っていました。成長の速いプラタナスで６００本と言いましたか。葉が大きなと言いましたか。それら６、６００本の樹木が、成長スピードの違いはあるものの、大きく育つのです、２０年後、３０年後。ですから、私は今の現状の考え方を伺っているのですけれども、その２０年後、３０年後手つけられないぐらいまで大きくなる樹木に育てるのかどうなのかということなのです。今々の話ではないのです。今の考え方として、例えば２０年後、３０年後になって手つけられなくなる樹木がいっぱいになったら困るよなど、だから今から考えていこうやという物の考え方をするのか、それか未来永劫的にそういった手をつけずに、２０年後、３０年後に湖岸通りにあるような２０メートルを超えるような、そういう木をまちなかにはびこらせて、台風なんか来たときにわたわたと、こう倒れていくような、そういうふうにしてもいいのか。その辺をやるかやらないかというのではなくて、その考え方を私お伺いしているものですから、その辺を再度ご答弁いただければなというふうに思っております。

それから、この部分で言えば、そういった部分への樹木に対する管理に関しては道路パトロールなんかで見ていっているというようなことで、これはすばらしいことなのだなというふうに思うのですけれども、私そこもやはりそれは大事なことなのです。大事なことなのだけれども、街路樹ぐらいであれば、ぐらいであればということはこれ申しわけない言葉なのだけれども、例えば私でもこうやって毎日毎日ではないですけれども、定例会の

ごとに市役所に来ますけれども、そのときに車なり歩きなり自転車なりで来ます。そうしたら街路樹って見ささるのです。担当の方だけでやっぱり処理しようとする、道路パトロールとかという経費をかけてやらなければならぬことになるのだけれども、市役所の方皆さん、あるいは私も含めた議員、あるいは住民の方々からそういうお話をいただくということ、そういうことで横の連携、縦の連携さまざまなことを駆使しながら行うことによって経費もちょっと削減できるのでないかなというふうに思います。というのは、この6,600本の中に私が確認している部分で32本でしたかな。枯れている樹木があるのです。もう既に枯れて立っているのです。そして、手で揺ると揺れるのです。そういう木が結構あるのです。そういった部分も維持管理の中には含まれているというさっきのご答弁でしたけれども、実際今、私きょうは見えていませんけれども、二、三日前にはちゃんと確認しております。なので、そういった部分も含めて、皆さんで、私も含めて、みんなでそういった部分を見守っていけば、いや、ちょっとあそこの木ちょっと枯れていたから危ないよ、ちょっと切るように原課に言うとか、例えばそういうのがやっぱり経費の削減につながっていくのだと思うもので、その辺も考え方の中に入れていただければなというふうに思うのですけれども、以上この部分では2点ほどお伺いしましたけれども、技術的な観点も含まさっているのですけれども、その辺のお考えを2点にわたってお伺いして、2回目終わります。

以上です。

○議長 北谷文夫君 午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を続けます。

一ノ瀬弘昭議員に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長 西野孝行君 街路樹についてのご質問で、余り大きくすると手に負えなくなるのではないかと、中長期、先も見据えた中で管理をすべきではないかというようなご質問であったかと思えます。現在街路樹の樹高の制限、木の高さの制限については、明確な基準は設けておりませんが、一般的には電線に影響するような高さになったものにつきましては剪定等を行って調整をしているところであります。また、それ以外のものにつきましても、街路樹の剪定に作業車というものを使用しておりますけれども、作業車で管理できる高さで調整をしているところでございます。ご指摘のように余り大きく成長させますと、剪定等々の管理費用もかさんでくるということにもなりますし、管理も難しくなるというようなことでございます。ご指摘の点に意を配りながら、今後管理に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、1点、ポプラについてご指摘がございましたけれども、北大のポプラ並木ですとか、美瑛町のポプラ、観光資源にもなっておる景観性にすぐれた木でございまして、できれば大事に育てたいというふうに考えてございます。しかし、湖岸通りのポプラについては数年前の台風でも大丈夫だったわけですが、一般的には根の張りが弱いといえますか、木の高さほど根が張らないというような点も持っているようでございますので、その辺については専門業者のご協力ですとか、アドバイス等々をいただきながら、管理に努めてまいりたい、そのように対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、街路樹の管理につきまして、道路パトロールだけでなく、さまざまな形でご協力をいただいたらどうかというようなご質問でありましたけれども、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、現在6,600本管理をしている関係もございまして、現在においても住民の方々ですとか、市の職員もそうであります、通報等のご協力をいただきながら管理をしているところでございます。枯れ木が放置されているものがあるというご指摘でございますけれども、このことについては早速パトロールも行いたいと思ひますし、また市民の方々のご協力を得ることにつきましては、今後さまざまな機会の中で町内会長さん等々にもお願いをしてみたいというふうに考えてございますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 北谷文夫君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 今ご答弁いただきましたので、せっかくの育っている街路樹なので、適切に維持管理をしていきながら、また経費がかからないような方法を模索しながら、大切に育てていただければなというふうに思ひまして、この質問は終わりたいと思ひます。

続きまして、マイマイガの発生状況でありますけれども、この部分につきましては一昨年と昨年、この2年間続いて大量発生した部分の影響がことしも出たのだよというようなご答弁でありましたけれども、ただ成虫になって、その現状、大発生には至っていないということのご答弁でありました。であれば、卵を産みつけて、来年に影響があるような、そういった大きなものではないのかなと、今のご答弁を聞く部分においては一通りの、一定の安心はしたところなので、安心なのですけれども、私前段に3回目の質問なのですよということと言っているのだけれども、1回目の質問のときも、2回目の質問のときも、いや、来年は大丈夫でないかというようなご答弁なのです。2年連続で、1回目のときは、いや、2年連続で発生するというのは余り、ちょっと今までの例で言うと、余りないのではないかというような、そういう憶測を含めた答弁でしたし、2回目のときも2年連続で発生したけれども、3年ということはまず聞いたことないというような意味合いの答弁でしたし、今回はそういったほとんどガが消滅と言いましたか、死滅と言いましたか、言っていましたよね。そういうことなので、来年には影響ないのではないかというような内容だと思うので、今度こそは大丈夫であろうということで私は安堵しているところなのですけれども、やはり今後どうやら10年サイクルで大量発生があるというような統計的

なものもあるようなのです。なので、今回は3年間といいますか、2年間といいますか、どこを境に考えていくのかは別としましても、そういった大量発生がありましたので、本当に終息したのであれば、次にまた10年後になるのか、20年後になるのか、それはわかりませんが、そのときにやはり今回の経験が生かせるような、そういった対応をしていただければなというふうに思うのですけれども、やはりこれは砂川だけで取り組んでもやっぱりだめなのだろうなど。風で幼虫が、幼虫ということは毛虫ですけれども、飛んで歩くというような部分からしては、砂川で一生懸命やったのだけれども、例えば近隣市町村の、隣の町なり、市なりで何も対策していなかったから、飛んできてしまったわということにもなると思うので、これはやはり次の発生がいつになるかはわかりませんが、また来年も発生するかもしれません。これはわかりませんが、やはり各市町村を含めた事務レベルになるのかはわかりませんが、そういった部分でも協力体制というのは講じていけばいいのだろうなというふうに思う。思うのです。やはりしつこいようだけれども、一市町村でやっても限りあることなのだと思うので、必要だと思えます。

それに、今回はできなかったのだけれども、次回発生がもし危ぶまれた際には早い段階で。これ全国各地で見てみたら、薬剤散布をして駆除するということが結構あるのだけれども、そのときの薬剤代を市なり町なりが負担するというようなやり方をしているところも多々あるのです。多々あるのだけれども、私はそこまでのことを別に市にはこの場でもそう強くは言っていないはずなのです。というのは、やはり市民部長がおっしゃられたとおり他の害虫等々の関係もあるもので、町内会あるいは商店街あるいは個人の敷地内、そういうところで発生した部分については、ほかの害虫と同様に個人個人で駆除してくださいと言うのは、それは建前としては私もわかりますし、そのとおりなのだろうなというふうに思います。ただ、私前回のときから言っているのは、そういった金銭的な部分を少しでも軽減させる、あるいは1回一般の家庭であれば、例えば散布の際のスプレー式だとか、そういった部分の薬を買えばいいのだけれども、そうではなくて、それだったら高いので、容器に入って、これを薄めたりして使う部分もあるのです、これ。そういう部分を買えば、散布するときの噴霧器等々も当然買わなければならないので、その部分を噴霧器自体は、例えば10台でもいいですけれども、1,980円とかで買えるのです。10台あったとしたって1,980円です。掛ける10ですから、1万9,800円です。お金のことは余り言いたくありませんけれども、そういう部分を1軒1軒に負担してもらうのではなくにしても、薬剤だけ買ってくれば、それはお貸ししますよというふうにすれば、駆除も気軽に、割かし個人個人の負担も少なく済むのかなというふうに思うもので、私は前回のときからこれを言っているのです。

だから、前段にも言いましたように各市町村で取り組んでいることなのだろうかもしれませんが、薬剤代まで市に負担を求めているものではないということなのです、私

は。ですから、そういうことも今後検討していただければな、研究していただければな、そういうふうに思っております。その辺の考えについてお伺いできれば、2回目としてお伺いできればなと思っておりますけれども、そういった今回の、ちょっとまとめますと、今回の大量発生、砂川だけのことではありませんけれども、そういったことを学習といいますか、そういうことをとらまえて、次回のときに生かしていくような、そういったお考えというの、あるいは先ほど言ったような薬剤散布の噴霧器等々の貸し出し等々の考え方、それらを含めた中で、今後どうしていったらいいのだろうかということの考え方について、これは今々の話ではありません。10年後になるか、20年後になるか、それはわかりませんが、そのときまでの今の考え方としてどうなのかということでお伺いできますか。

以上です。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 マイマイガの駆除の関係でありますけれども、議員ご承知のとおり成虫になると、なかなか駆除がしづらいと、そんなことから卵あるいは幼虫の段階で駆除、防除することが大事だというようなことですから、市としてもこれまで広報を通じまして、年2回でありますけれども、来年に向けて、そしてことしはというようなことで、市民の方々に広報によって周知をさせていただきました。前回の、昨年12月議会の中でも議員のほうから、今言いました薬剤の代金の一部助成、またあるいはそうでなければ薬剤噴霧器の貸し出し等、そういった対応することが市民の皆様が困っているときに対する誠意ある態度、そういったものがまちづくりにいろいろ協力を得られるのではないかなというようなご趣旨での質問でありましたけれども、その段階で申し上げたとおり、いずれにしても個人で所有していただいて、それぞれの利用をしていただくという考え方でございますので。ただ、今ご発言ありました10年サイクルということであれば、今後また9年、10年後にこういう状況があるかもしれません。そのときは、今申し上げたような、そういった経験を生かしながら、やっぱり市民の皆様に対する周知、これについては適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○一ノ瀬弘昭議員 終わります。

○議長 北谷文夫君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員 (登壇) 通告に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

新市立病院の役割と今後の運営見通しについてを伺いたいと思います。新砂川市立病院も8月末に無事引き渡しも終え、いよいよ10月28日のオープンを迎えることになりました。地域の基幹病院として、地域完結型医療を担う病院として、市民はもとより中空知地域の期待も非常に大きいものです。新病院の役割と運営体制について何点かお伺いいたします。

1つ目として、救急医療の現状と救命救急センターについて。

2つ目、急性期医療の役割とその体制について。

3つ目としまして、特殊外来の取り組みについて。

4つ目、災害拠点病院としての災害訓練体制について。

最後に、医業収支の見通しについて。

以上で1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 大きな1、新市立病院の役割と今後の運営見通しについての（1）、救急医療の現状と救命救急センターについてご答弁申し上げます。現病院における救急医療については、北米型ER、救命救急システムと言われており、救急車来院及び独歩来院のすべての患者を受け入れ、一義的に救急専門医や各診療科医師によってすべての科の診断及び初期診療を行っているものであります。救急による患者数は、前年と比較しまして増加し、平成21年度は約9,600名に達しており、そのうち救急車による搬送の患者さんは約2,200人であり、そのうち約44%の方が入院を余儀なくされている実態にあります。最近では、中空知の2次医療圏を越えた地域から、救急医療の依頼も増加している実態にあり、近隣医療機関においては医師の確保が困難な状況になっており、専門診療科での救急対応の維持ができないことから、緊急を要する内科的疾患の患者さんや外科的治療を要する患者さんの救急車による直接搬送も行われる状況となっております。当院では、現在救急医や麻酔科を中心に各診療科医師が24時間体制での救急医療の対応を行っておりますが、新病院ではこれらの実態を踏まえて、新たに救命集中治療センターを設置した中で、重症患者や受傷患者など救命治療等の医療体制を整備強化するものであります。救命集中治療センターには、重篤な患者の容体を24時間体制で管理する集中治療室のICUと、ICUよりやや重篤度の低い患者や手術直後の患者などを管理するハイケア室と呼ばれる高度治療室のHCUが設置され、救急科医、麻酔科医を中心に救命治療が行われます。ICUは2床が増床され6床に、HCUは20床が新たに設置され、医療スタッフについては救急科医、麻酔科医のほかに医療の施設基準に見合った看護職員が配置されることとなります。施設設備関係で申し上げますと、医療機器関連では、病状の急変への迅速な対応などのために迅速な検査、治療の行える最先端機器である血液ガス分析装置、麻酔機、高低体温維持装置、電気メス、超音波診断装置、除細動器、無影灯や生体情報モニターなどの機器について整備を図るものであります。また、救命救急センターについては、国の救急医療対策事業実施要綱に定められた重篤救急患者の医療を確保するセンターであり、この指定を受けることで、国の助成措置の対象となるものであります。ただし、救命救急センターへのアクセスに時間を要する地域には、地域救命救急センターの整備もこの指定に含まれることから、これの指定を受けるべく、情報などの収集を行っているところでもあります。

次に、大きな1の(2)、急性期医療の役割と体制についてご答弁申し上げます。今後の診療科の体制につきましては、一部標榜科の新設と廃止を行います。標榜科としては22診療科とし、各外来診療科につきましては専門医療をわかりやすく表示するなどの対策を講じたところであります。入院における病棟などにつきましても、専門的な医療がわかるような分類のセンター科表示とし、また急性期のみならず亜急性期医療への展開として亜急性病床を現行より増床することでの対応を図るところであります。

大きな1の(3)、特殊外来の取り組みについてご答弁申し上げます。当院における特殊専門外来につきましては、精神科領域では認知症の早期発見や治療を目的とする物忘れ外来、心理検査外来、アルコール集団療法を行っており、循環器科、心臓血管外科領域ではペースメーカーの機能的なチェックや電池の消耗度確認を目的とするペースメーカー外来、小児科領域では低身長症、軟骨無形成症などの早期発見や治療を目的とする内分泌外来のほか、小児科神経外来、成長発達外来、心臓外来、外科領域ではがん患者さんの身体的苦痛の緩和を目的とした緩和ケア外来、ほかには消化器ストーマ外来、整形外科領域では骨粗鬆症外来、泌尿器科領域では泌尿器ストーマ外来、腎臓機能障害外来、腹膜透析外来、性機能不全外来、産婦人科領域では妊婦さんとその家族に質の高い母子ケアの提供を目的として助産師外来があり、それぞれ患者ニーズにこたえるよう、それぞれの診療科での充実を図っているところであります。

次に、(4)、災害拠点病院としての災害訓練体制についてご答弁申し上げます。当院での災害訓練につきましては、平成17年から防災の日のある9月を訓練実施月として、毎年度訓練内容を変えながら、砂川市や地元医師会を初めとする行政機関や周辺の消防などの参加協力のもと迅速かつ的確に災害時医療が提供できる体制づくりのため適時多くの職員参加のもと実施してきたところであります。また、当院は災害派遣医療チーム、日本DMAT、北海道DMAT指定病院の指定を受け、厚生労働省の訓練を受けた医師2名、看護師2名、業務調整員1名の1チーム5名を大地震などの災害発生時には災害現場等に派遣できる体制も整えており、本年9月1日には平成22年度政府総合防災訓練における広域医療搬送実働訓練に当院を含めた札幌医科大学附属病院を中心に道内のDMAT10チームが参加し、航空自衛隊千歳基地から静岡、岡山で実践的な訓練にも参加してきたところであります。新病院移転後につきましては、ヘリポートの活用を踏まえた新たな環境施設設備での災害訓練を実施しなければならないと考えており、災害訓練マニュアルに基づいた防災訓練の実施については、開院後の時期を見ながら多くの職員が参加できる訓練体制での実施に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、(5)、医業収支の見通しについてご答弁申し上げます。医業収支につきましては、医業収入の大きな要因といたしましては、患者数の動向と診療報酬の改定、施設基準の取得が大きく影響するものであります。患者数につきましては放射線診断科などの医師採用や最新の医療機械器具導入などによる医療の高度化や患者サービスの向上などによ

り増加を図るものであり、新たな施設基準の取得等を含め、収入の増加が見込めるところであります。また、医業費用につきましては新病院の開院に伴い、病院施設の維持管理費の増加、人件費の増加が予想されますが、これらにつきまして効率的運用や計画的運用を進め、最小限の費用としてまいります。また、医療機械器具購入の関係から、購入した医療機械器具の減価償却費が7年程度は突出することが予想されるものであります。ただし、減価償却費は現金を伴わない費用であることから、資本的収支の補てん財源として内部留保されることとなります。したがって、医業収支といたしまして、7年程度は損失が想定されますが、それ以降は順調に推移するものと考えております。

○議長 北谷文夫君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員 ただいまそれぞれ5点の項目についてご答弁をいただきました。

まず、1点目につきましてですけれども、救急医療の現状と救命救急センターについてということで、今ご答弁ありましたように救急医療、救急搬送の部分につきましては、年間2,200人ほどの救急車で搬入者があるということであり、それもやはり地域の病院見ますと、医師の不足により砂川市立病院に集まってくるというようなことでもあります。そのような状況からも中空知医療圏のみならず、南空知、北空知、ひいては留萌、富良野地区からも救急搬入されているというようなこと、そしてまたそれも増加しているように聞いてございます。まさしく拠点病院として重要性がさらに高まっているものと思っております。再度伺いたい事項でございますけれども、今回新病院ではICUが6床に増床、HCUも20床に増床されるというようにご答弁ございました。その中でやっぱり医師ですとか、看護師の確保というのは非常に重要な部分だと考えております。医師、看護師の配置ですとか、人的な確保がされているのか再度伺いたいと思います。また、救急医療についてはとかく不採算部門と言われてございます。さらに、24時間体制、365日すべての患者を今砂川の市立病院では受け入れているというようにございまして、これを維持継続していくには、砂川市だけの財政負担ということではないのかなというふうにも考えてございます。その点どのようにお考えなのか再度伺いたいと思います。

2点目の急性期医療の役割と体制でございます。今入院患者さんはクリニカルパスで標準的な入院日数が示されておりまして、予定の退院日等もそれぞれ通知されて、それにより基本的な退院日で退院される患者さんが多いと思います。ただ、このクリニカルパスも本人の回復状況、これ若い方から高齢の方、また元気な方、またちょっと病状の重い方等々いらっしゃると思いますけれども、中にはあと1日か2日入院させてくれたら助かるのにというような、そんなような声もたびたび耳にしますけれども、そのような対応はこの新市立病院ではどのような形で対応していくのか、答弁の中でも亜急性期の部分での増床というようなこともありましたので、その辺の対応についても2回目でお伺いしたいというふうに思います。

3点目でございます。特殊外来の取り組みでございますけれども、今それぞれご回答いただきましたそれぞれの専門分野で数多くの特殊専門外来があるわけですが、今後新病院においてもその専門的な外来をふやしていくのかどうか。そしてまた、初期診療における総合内科の配置という部分でもあったかと思うのですが、その配置についても聞かせていただければと思います。

4点目です。災害拠点病院としての災害訓練体制でございます。ご存じのとおり施設としては免震構造を取り入れたり、また災害、水害については防水扉の設置など、設備については完備されているところでございます。これは、全国いろんな災害が今発生している中で、実際の災害を想定した訓練も必要と考えるところでございます。その点について再度伺いたいと思います。

5点目に、医業収支の見通しでございますけれども、収支については今それぞれ答弁ございましたように診療報酬ですとか、また施設基準の取得なんかによりまして、単価が変わるなどというような部分がございまして。それぞれ収入においては病床利用率、そしてまたDPCの導入、また診療報酬の単価の設定、また交付税においても救急分ですとか病床ですとかの単価というのがそれぞれあるかと思っております。それが病院の医業の収益にとって大きなウエートを占めていると考えます。そんな中で病院については基本設計があり、そして改革プランが発表され、そして昨年収支の見直しを行っているというような部分もございまして、その状況の中で病床利用率については平成21年度の目標が72%、以降22年度、23年度とそれぞれ目標を設定したところでございまして、平成21年度については72%を若干切ったようなところでありますけれども、黒字を確保しているというふうに聞いてございます。改めてそれぞれの目標というのがあれば伺いたしたいと。そしてまた、DPCの導入の効果、また診療報酬の動向、そして交付税の単価費用の影響額等についても、わかる範囲でお教えいただければと思っております。

以上、2回目を終わります。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 何点かご質問ありましたので、随時お答えしたいと思いますけれども、答弁漏れがございましたら、ご指摘のほどお願いしたいと思います。

まず最初に、ICUやHCUが増床されることで医師、看護師等の配置、人的確保はされているのかということでございます。ご存じのように当院の救急医療につきましては、2次医療圏の中空知以外の地区からも、富良野地区からも救急患者を受け入れているほど年々患者数については増加しております。先ほど申し上げましたとおり北空知、南空知からの救急の搬送、直接搬送が行われておりまして、病院の医療の規模、診療科、医師の確保状況からも、救急医療につきましてはこの近隣を含めた管内では当院しかできないものというふうには考えております。そういった意味から救命集中治療センターを設置したわけですが、職員の配置につきましては救命ICU6床として看護師19名、HCU

として看護師19名を予定しております、主に救急医、それから麻酔科の麻酔医の管理のもと稼働を予定一応しております。

それから、救急医療については、不採算部門だけれども、砂川市だけの財政負担では問題があるのでないかというご質問でございます。これにつきましては、いわゆる救急医療につきましては高度な医療が伴いますので、治療に必要とする医療機器や人的配置等を含めまして、全体的に見渡すと、救急医療につきましては診療報酬上からも決して高い状況にはありません。そういった意味で不採算とも言われておりますが、それらを補う意味では救急医療に係るものとして、一部でありますけれども、交付税措置がされており、これらについても十分な体制ではないことはいつも痛感しております。

それから、医療計画におけるクリニカルパス、標準的内容やっておりますけれども、その中でももう少し、二日間入院させてくれたら助かるという市民の声が多いということも聞かれておりますけれども、これにつきましては診療計画と言われるこのクリニカルパスについては一定の治療方法や入院期間が示されまして、一定の入院治療が終了した場合退院ということになります。そういった中では今回DPCの導入につきましても治療内容、治療期間等について全国的な情報を収集した中で、各医師がそれぞれ診療に取り入れて、医療全般行っている状況にあります。そういった標準的な意味から、入院期間が今まで以上に長くなるケースや、逆に短くなるケースもございますけれども、これはあくまでも疾病によって異なるかとは思いますが、これら入院医療に対する皆さんの声については現場に十分に伝えていきたいというふうには考えております。

それから、初期診療における総合内科の配置等についてご質問がございました。これについては、専門外来については専門医等の状況などによりますが、今後どのような専門外来が患者さんに必要になるかは、医師と十分に協議した上で検討してまいりたいというふうには考えております。ただ、総合内科医の配置についてですけれども、現在内科につきましましては常勤9名、非常勤1名の10名体制で診療を行っております。内科にはそれぞれ専門分野がありまして、新病院では呼吸器内科、それから消化器内科、血液内科、糖尿病、脂質代謝内科、総合内科と診療科目を分けております。その中で総合内科医の配置につきましては現在2名、院長、それから内科部長でありますけれども、この医師2名が診療行っておりますけれども、今後においてもホームページなどで募集を図るような増員対策を行ってまいりたいというふうには考えております。

それから、災害の訓練についてのご質問でございます。これについては、災害訓練につきましては、防災管理上において訓練等については定期的ないわば実施が求められておりますので、災害を想定した訓練につきましては災害マニュアルに沿って実施しなければならないというふうに考えております。時期的には病院の引っ越し等があり、それ以後職員を集めた訓練を実施するような計画になりますけれども、これについては年度内に何とか実施するという考えではおりますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

それから、病床利用率、この辺についてのご質問でございますけれども、これについては改革プランで作成しましたDPCの導入だとか、亜急性病床の増床、病床管理委員会の設置など、いわゆる収入確保増加対策の実施によりまして、病床利用率を見込んでおりますが、あくまでも改革プランの目標値に近づけていくことが収支の状況を安定することだと考えておりますので、今後も努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、DPCの導入のメリットというご質問でございます。DPCにつきましては、医療の定額化に向かって進んでいるものというふうに考えております。現に出来高との比較におきましてはまさに五、六%の医療収益の上昇分があり、導入のメリットは非常に大きいというふうには考えております。今後は、救急に係る部分のDPC対応が課題となっている部分ありますけれども、さきにご答弁申し上げた入院期間、いわゆる在院日数の課題もありますので、収入のもととなる診療報酬の分析を強化して今後も進めていくという考えでございます。

以上です。

○議長 北谷文夫君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員 今それぞれご答弁いただきました。3回目のご質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の救急医療の関係でございますけれども、今それぞれ砂川市の負担だけではというようなことも含めて、2回目で質問させていただきました。これについては、北海道を含めた費用負担を検討すべきではないかと私自身考えているのですけれども、そういった北海道を含めた地域の本当に拠点病院としてのそういった考え方、費用負担のあり方、これについては救急医療ですので、当然ながら医師の確保、看護師の確保、そしてまた多大な費用が負担されてございます。そしてまた、砂川市立病院の救急というのは、本当に先ほどから何度も話に出ておりますように中空知圏域のみではなくて、本当に留萌ですとか富良野ですとか南空知、北空知からも頼られている、本当に拠点の病院でございますので、ぜひこの北海道を含めた費用の負担を検討すべきと思っておりますけれども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。そしてまた、救命集中治療センターを設置するというようなことで、全道に9カ所というようにお話もありました。そして、その中でなかなかこれは指定を受けるのは難しい部分もあるのかなというふうに思いますけれども、実際問題としてこの救命集中治療センターは国に基づく認定を受けられるのかどうか、そしてまた受けた場合にはその辺の財源手当てについてわかる範囲でお答えいただきたいと思っております。

続きまして、2点目の急性期医療の関係でございます。今ほどクリニカルパスでの入院日数等、そして本人の回復状況によりということでご質問したところ、医師のほうとの相談によりまして、そこら辺は何とか解消していきたいというようなご答弁もございました。そして、その中で亜急性期病床の増床というようにもございまして、いわゆる急性

期医療ですので、それが終わった際には今までもあったと思うのですけれども、地域医療の、地域との連携が非常に必要、重要となってくると思います。この地域医療の連携と亜急性期病床とのかかわりがございますので、こちら辺のお話をもう少し詳しく教えていただきたいと思います。そしてまた、亜急性期病床が増床されるということになれば、当然市民への周知も必要かと思えます。その辺の市民周知の考えについてもお聞かせいただければと思います。

以上、3回目の質疑といたします。

○議長 北谷文夫君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君 救急医療に対する費用を含めて、北海道を含めて、費用負担を検討すべきというようなご意見でございます。これにつきましては、救急医療を担う自治体病院の負担と救急医療を依頼しなければならない自治体のあり方については、国も交付税措置のみならず、十分に検討すべきものというふうには考えます。道の医療計画におきましても、救急医療については救急救命センターの指定を初め、ドクターヘリの体制整備などについて整備強化を行っておりますけれども、救急医療を担う医療機関への財政的支援については行っていない状況にあります。救急医療を担う自治体の病院への財政負担については、逆に救急を依頼する市町村が負担すべきとの意見も本州のほうでは一部上がっております。こういった意味では、道や地域の保健所が中心になって、広域医療連携の中での協議を進めていただきたいというふうには考えております。

それから、救命救急センターのいわゆる国の指定でございますけれども、これは実は救命集中治療センターの認定につきましては、国の救命センターとして20床以上の専用病床を有することや、24時間診療体制を確保するために必要な職員を配置するなどの基準がありまして、当院はその基準を満たしておりますけれども、北海道の考え方といたしましては3次医療圏、または人口100万人に対して1カ所であり、当院が属する3次医療圏は道央圏であることから、現在4カ所指定され、充実しているために、今指定は非常に困難な状況となっております。しかし、最寄りの地域の救急救命センターへのアクセスにおおむね約60分以上の時間を要する地域や、それから19床以上20床未満の、この専用病床を有して、24時間体制で重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な、いわゆる救急患者に対する高度な診療機能を有することなどを基準に満たすことによって指定される地域の地域救命救急センターということもございますので、現在はこの指定を受けることができるように協議しているところであります。ただ、これについては救命救急センターとして認定を受けた場合の財源措置については、これについては特別交付税措置がありまして、いわゆる救急の病床数が30床未満では1床当たり44万2,000円が助成されることになっております。

それから、亜急性病床の関係でございます。亜急性病床につきましては、現在20床ありますけれども、新病院では各フロア男女4床ずつ32床設置しまして、本来担当すべ

き急性期専門医療を継続的に確保、実施した上でできるだけ患者さんの希望にこたえられるように努めてまいりたいというふうに考えております。また、これらの市民周知につきましては、今後新病院の市民見学会やパンフレット、また広報紙、ホームページなどで周知するとともに、入退院時に患者さんに説明することを考えておりますけれども、先ほど申し上げたようにこれらについてはあくまでも治療の対応ということで考えておりますので、その辺含めまして広報していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 北谷文夫君 飯澤明彦議員。

○飯澤明彦議員 今それぞれご答弁いただきました。

最後になりますけれども、新市立病院については救急医療、そして急性期医療、そしてまた地域連携、災害拠点病院として、そしてまた各市の指定を受けた地域のセンター病院でございます。地域完結型の医療を担う病院として、新市立病院は市民はもとより空知管内、空知内外から大きな期待の中で開院されるものでございます。砂川市にとっては、恐らく最初で最後であろう大事業、総額の費用が197億円というふうに聞いてございます。この1万9,000人の小さな町で、人口1人当たりで換算しますと、約1人当たり100万円からの事業でございます。これだけの大事業の新病院でございますけれども、実際の患者さんの動向といえば、外来の60%、入院の70%が市外からの患者さんが利用されているということでございます。そしてまた、経営については黒字化に向けて数々の取り組みを行って、非常に大きな努力をされているというようなところでもございます。今この病院の経営は、砂川市単独で経営のリスクを背負う、今の現状から北海道を含めて近隣にもある程度リスクの分散を求めているのではないかとこのように考えます。センター病院の位置づけ、そしてまた砂川市立病院は黒字でずっと推移していってもらわなければならないということからも、とりわけ北海道においては北海道全体の医療体系と費用負担を考えていただいて、運営についてはこれだけの安心を得るにはこれだけの費用がかかって、これだけの病院を運営していかなければならないということで、実際に病院を運営しているところでなければわからない苦労もあると思います。公立病院の設置自治体任せではないと思いますので、費用負担の国、道への働きかけをしていかなければならないというふうに考えてございます。社会情勢も日々変化しております。課題もたくさんあると思います。各情報を的確につかまえていただいて、ぜひ市民にとって、近隣の住民にとって、砂川市立病院が担う医療圏の安全と安心に向けて、バランスのとれた経営に取り組んでいただきたいというふうに思います。

これで終わります。

○議長 北谷文夫君 10分間休憩します。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時58分

○議長 北谷文夫君 休憩中の会議を開きます。

一般質問を続けます。

土田政己議員。

○土田政己議員（登壇） 私は今回の一般質問で、高齢者の所在、安否確認対策、高速道路一部無料化による市内の経済への影響、森林保全対策の大項目で、3点について一般質問をさせていただきます。

まず初めに、高齢者の所在、安否確認対策について質問をいたします。敬老の日を前に今全国で高齢者の生死不明や所在不明の問題が大きな社会問題になっております。行政責任とともに、抜本的な対策が強く求められておりますので、次の3点についてお伺いをいたします。

第1点は、市内の高齢者の現状と所在、安否の確認の方法について伺います。

2点目に、地域で高齢者の安否確認を担う民生委員が慢性的に不足していると言われておりますが、市の現状と民生委員の役割と任務についてお伺いをいたします。

3点目に、行政の役割が非常に重要だと言われておりますので、行政の役割と抜本的な対策についてお伺いをいたします。

次に、大きな2点目に、高速道路一部無料化による市内経済への影響について質問をいたします。社会実験として6月末から始まった高速道路の一部無料化で、北海道の地域経済等にさまざまな影響が出ております。東日本道路、東日本高速道路北海道支社が発表した道内のお盆期、8月5日から16日までの高速道路の利用状況を見ると、全線無料の道東自動車道が前年同期の2倍、一部無料となった道央自動車道は25.4%増となり、周辺の一般道にも影響を与えると報告されております。特に空知管内の道央自動車道と並行して走る国道12号線の交通量は激減し、道の駅や地域の商店街に大きな影響が出ていると言われておりますが、砂川市内の商店など地域経済等への具体的な影響についてお伺いをいたします。

最後に、3点目に、森林保全対策について質問をいたします。北海道の調査によると、海外資本による道内の森林買収面積は400ヘクタールを上回り、その約7割以上が砂川市の私有林であり、マスコミにも大きく報道されました。地元では、森林がマネーゲームに使われるのではないか、乱開発につながらないか、水と空気、ゆりかごの場が失われるのではないかなど極めて大きな心配の声が上がっております。北海道は、所有目的や海外資本などについて調査する方針と言われておりますが、砂川市として現状と市の対応策について具体的にどのように考えておられるかお伺いし、1回目の質問といたします。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君（登壇） 大きな1の高齢者の所在、安否確認についてご答弁申し上げます。

初めに、（1）の市内の高齢者の現状と所在、安否確認の方法についてであります。

去る7月28日、東京都内において、生きていれば111歳とされる男性のミイラ化した遺体が発見された事件があり、この事件を発端に全国で100歳以上高齢者の所在不明が相次いで報告され、高齢者の所在、安否確認が社会的な問題となっております。この件に関し、本市では報道直後の8月4日に市内在住の100歳以上の方の所在を確認いたしました。その結果、100歳以上の方は8名で、5名が介護保険施設に入所しており、残り3名の方につきましては在宅で訪問介護やデイサービスなどの介護保険サービスを利用しており、8名全員の所在を確認したところであります。高齢者の所在、安否の確認についてであります。市では市内在住の88歳及び100歳に達する方に敬老祝金を訪問、面談の上ご本人に贈呈しており、その時点で所在を確認しているところであります。

続きまして、(2)、地域で高齢者の安否確認を担う民生委員についての本市の現状と、その役割と任務についてでございますが、民生委員は民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを任務としており、その委嘱につきましては町内会から推薦をいただき、砂川市の民生委員推薦会を經由して北海道へ進達し、北海道の審議会の審議を経て、最終的には厚生労働大臣の委嘱となります。また、民生委員は児童福祉法に定める児童に関しての必要な指導や支援を行う児童委員も兼ねているところであります。本市の委員数は現在民生委員52名と主任児童委員3名の55名で、北海道で定めている砂川市の委員定数を満たしており、欠員は生じていない状況にある中、地域の地理的状況や世帯数、人口などを考慮し、1町内会や複数の町内会を担当地区としてそれぞれ活動を行っております。なお、今年度は民生委員の改選期であり、本年12月から平成25年11月までの任期3年間の本市の定数は1名増の56名となるものであります。民生委員の主な役割は、住民の生活状態を必要に応じて把握する、援助を必要とする方の相談に応じ、助言や必要な情報の提供を行う、福祉事務所などの行政機関の業務に協力するなどであり、そのほかにも毎月開催している民生児童委員協議会への出席や心配事相談、赤い羽根の募金など各種福祉活動にご協力をいただいているところであります。近年は、地域での高齢者世帯の増加や児童への虐待に関する見守りなど、その役割はますます期待されている状況において、なり手が少ないことなどから、民生委員の方々の年齢も高齢化傾向にあり、町内会からの推薦においても、その人選に苦慮されている地域もあるといったような状況も伺っているところであります。

続きまして、(3)の行政の役割と抜本的な対策についてご答弁申し上げます。少子高齢化の進行に伴い、今後ますます高齢者世帯が増加すると見込まれ、高齢者が住みなれた地域で生き生きと自立した生活を送ることができるよう地域包括支援センターを中心とした関係機関による相談や支援活動を推進するとともに、町内会や民生児童委員などによる地域での見守り活動との連携を図り、地域包括ケア体制を確立することが重要であると考えておりますし、現在社会問題になっている所在不明者の件に関しましては今後とも市民

生活課、社会福祉課、介護福祉課、税務課、選挙管理委員会等の関係部署との間で密接な連携を図り、住民基本台帳の記録の正確性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君（登壇） それでは、私のほうからは大きな2の高速道路一部無料化による市内経済への影響等についてご答弁を申し上げます。

最初に、国の高速道路無料化の政策目的について申し上げますと、高速道路を原則無料化にすることにより地域経済の活性化を図るものであり、具体的には流通コストの引き下げを通じて生産コストを引き下げることと、産地から消費地へ商品を運びやすいようにして地域経済を活性化するものであります。この政策目的を達成するため本年6月28日から37路線、50区間の合計1,626キロメートルが無料化の対象となり、当市で該当する道央自動車道は岩見沢インターチェンジから士別剣淵インターチェンジの区間139キロメートルが無料化社会実験の対象区間となっております。国は、無料化社会実験区間の交通量、渋滞状況と主要な並行している一般道路を比較検討して、高速道路無料化に伴う道路交通状況調査の結果を発表しております。高速道路における無料化社会実験区間の交通量は、実験前との比率では平日、休日ともに平均で約2倍の交通量で推移しており、渋滞発生状況では実験50区間のうち平日約3区間、休日約10区間で渋滞が発生し、主な渋滞発生要因は一般道路との合流部が平日で約7割、休日で約5割を占めております。一方、主要な並行する一般道路の交通量は平日、休日ともに平均で約2割減少し、高速道路への交通転換により主要な並行する一般道路の渋滞時間は約6割減少、混雑時間は約4割減少との調査結果となっております。無料開放した場合のメリットとデメリットが幾つか想定されておりますが、高速道路は基本的に目的地までおりることはなく、サービスエリアで休憩して飲食、買い物を済ませることから、お尋ねの市内経済への影響等には、実験前に休憩も含めた飲食や買い物をすることとして利用されてきた国道12号沿線の市内店舗などは立ち寄りされる利用客が減少しておりますので、影響は出ているものと認識しております。

○議長 北谷文夫君 市長。

○市長 菊谷勝利君（登壇） 森林保全対策について私のほうからご答弁を申し上げます。

最初に、去る9月7日付の新聞及びテレビ放送で砂川市内の私有林が海外資本に買収されていたとの報道がございましたが、場所は砂川市内の一の沢地区で、面積は337ヘクタール、うち森林面積は292ヘクタールでございます。当該地区は、平成3年にリゾート開発を目的といたしました大阪の会社が地先森林所有者より買収したもので、バブル経済の崩壊後その会社が倒産をし、その後数社に転売が繰り返されておりましたが、今回報道されました海外資本の会社に転売され、所有者はイギリス領のバージン諸島に所在する企業に、昨年12月の28日付で所有移転、移転登記がされておるわけでありまして、森

林の所有移転登記は、国土利用計画法に基づきまして、1ヘクタール以上の土地の売買契約後2週間以内に契約当事者の住所、氏名と土地の利用目的等を記載した土地売買等の届け書を市町村を経由いたしまして、知事に届け出ることが義務づけられておるわけであり、森林は農地と違いまして、売買、賃貸借用等農業、農業委員会が所有するような土地取得の法的規制が整備されていない状況で、自由に売買ができ、所有することができるのが現状であります。お尋ねの砂川市の対応策としては、空知総合振興局林務課を初め、関係団体との情報交換を密にして、今後の動きを注視していく考えですが、山林の伐採を行う場合には森林法に基づき、森林所有者は伐採及び伐採後の造林の届け出書を市町村へ提出する必要があります。さらに、1ヘクタール以上の林地開発については、北海道知事に林地開発許可の申請をする必要があります。森林法では、土砂崩れや水害の防止機能、水源の涵養機能及び周辺的生活環境の影響など、開発行為によって森林の働きが損なわれることのないように有無について計画内容を審査して許可することとなっていますので、むやみな乱開発を防げるものと考えております。森林は水資源の確保、洪水、土砂崩壊などの災害防止、気象緩和、風害防止など生活環境の保全、レクリエーション施設、森林公園などの保健休養の場の提供、木材の供給など多面的機能を有しており、大気中の二酸化炭素を吸収し、地域温暖化に、防止する重要な役割を担っている貴重な資源ですので、森林の無断伐採や無断開発に対する法規制の強化等を北海道及び関係団体を通じて、国へ要望してまいりたいと考えております。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それでは、再質問をさせていただきますが、第1点目の高齢者の所在、安否確認対策についてまず質疑をさせていただきます。先ほどご答弁もありましたように北海道の福祉部は100歳以上全員と本年度中に100歳になる方、あるいは市町村、各市町村の最高齢者を正確に把握せよという指示を出しておられますが、砂川市は100歳以上については今お話ありましたように8名で、きちっと確認されているというご報告がありました。私がお伺いしたいのは、もちろん100歳以上もそうですけれども、この質問のタイトルにありますように高齢者の所在、安否確認という点で、例えば旭川市は75歳以上の後期高齢者の全員の安否確認を行うと、あるいは岩見沢市は65歳以上の高齢者の全員の安否確認を徹底して行うというふうに言われており、市町村ごとに年齢がばらばらなのです、高齢者の位置づけが。後期高齢者を対象にしているところもあれば、65歳以上の高齢者を対象にしているところもあるというようなこともありまして、砂川市では年齢はどこを対象にして確認をしようとしているのかまず伺いたいのと、先ほどの答弁では88歳と100歳のときにお祝い持って行って確認するからと言われるのですけれども、全国的にも戸籍が抹消されず、180歳とか150歳とか、そういうふうに存在している人が非常に多いことが明らかになりました。北海道の調査によると、道内では36市町村で2,200人以上そういう方がいるというふうに言われているわけですが、砂川市の場合

合は戸籍上には問題がないのかどうなのか、それからもし戸籍から抹消する場合の手続はどのような方法で行われるのかお伺いをいたします。

次に、(2)の民生委員の関係であります、ご答弁にもありましたようになかなか地域で民生委員を受けてくれる人がいないということもあって、北海道は6月の社会福祉審議会では民生委員の新任の年齢制限を撤廃し、再任時についても原則75歳未満をできるだけ75歳未満に改めて、事実上年齢制限をなくしたというようなことが報道されておりますけれども、道内の各自治体での対応はばらばらだというふうに言われております。砂川市の対応についてはどうなのかをお伺いしたいのと、もう一点は民生委員の報酬や活動費はどうなっておられるのか、幾らなのかお伺いをいたします。

最後に、行政の役割と抜本的対策でありますけれども、当然町内会や自治会の協力を得て安否確認を行うのは当然のことですけれども、それだけではなかなか全国的にも大変だということで、今行政の役割は非常に重要だというふうに言われております。具体的には、保健師さんとか社会福祉関係職員による日常的な所在の、所在、安否確認に努めなければいけない、そうあるべきではないかということも専門家に言われております。そういう意味では、先ほどの答弁では余りその辺が明確にならなくて、包括支援センターとか、あるいは町内会とか、民生委員ということでありましたけれども、行政として具体的に高齢化社会迎えて、高齢者の皆さんが本当に安全で安心して暮らしている状況をきちっと確認するというのは行政の重要な責任の一つではないかというふうに考えますが、その辺はどのようにお考えだったのかお伺いをしたいというふうに思っています。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 高齢者の所在、安否確認ということで、例えば旭川では75歳以上、岩見沢市では65歳以上というようなことから、砂川市では100歳に限らず、高齢者に対する安否確認は何歳ぐらいをめどというお話でございますけれども、今回1回目のご答弁で申し上げましたとおり、住民登録があるにもかかわらず、実際そこへ行くと、その方、ご本人がいないというような、そういった住民登録上との突合、それとまた実際問題として今まで、去年まで、あるいは先月までそこに住んでおられた高齢者の方が最近顔見ることがないという地域社会における現実の問題、これちょっと区分けしなければならぬのかなと思いますけれども、まずいずれにいたしましても住民登録があるにもかかわらず、そこに所在が確認できないという観点につきましては、これにつきましては砂川市のみならず、国挙げてやはりそういう状況をなくさなければならないというようなことから、後期高齢者医療広域連合にそういった国のほうからひとつ指示を出しまして、広域連合では、後期高齢者ということでは75歳以上というすべての国民が加入している健康保険でありますから、そういった指示のもとに各広域連合では市町村に対して1年以上の通院あるいは入院といった、保険を使っていないという方についてデータを提供することになりましたというようなことがつい最近情報として来まして、砂川市もやはり住民票と実

態というものは、これは正確性に期すること、これが一番でございますので、早速後期北海道広域連合のほうにそういったデータを欲しいという依頼を申し上げまして、近々参ります。そのようなことから現実問題住民票にはいるけれども、実際その方が住んでおられるのか、あるいは受診しておられるか、そういった状況については、当面は今75歳以上ということで、その辺は事務的にしっかりと確認をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、戸籍の関係でございます。これについて報道によりますと、戸籍で100歳を超える方、全国的には何名ということが集計として報道されておりますけれども、これに関しましては戸籍の電算化、コンピューター化したところをそれぞれ集計したところでございます。砂川市においては、現在戸籍についてはまだコンピューター化されておられませんので、砂川市では100歳以上の戸籍の数、それについては把握はしていないということでの報告をしております。いずれにいたしましても、この戸籍の関係でございますけれども、報道によりますと戦争の関係、あるいは海外渡航の関係、あるいは行方不明の関係から、戸籍がなかなかいるのだけれどもというようなことで、120歳でない、140歳、150歳という方が実際戸籍上は残っているよという社会問題でございます。これについては、これまで戸籍の実態、削除につきましては、住民登録上の実態調査と違まして、かなり手続が難しく、それぞれ戸籍に記載されている方々にその高齢者の所在の確認等いろいろ手続を経まして法務局へ申請するというふうなことで、かなり市町村の戸籍の削除、抹消ということではかなりな事務量があって、なかなか電算化しているところでもなかなか事務が進まない、実態と合わないというようなことから今般通知が参りまして、国のほうといたしましては一つの基準といたしまして、120歳以上の方で、必ず戸籍には現在どこどこに住んでいるという戸籍の付票というのがございます。120歳以上の方で戸籍の付票に本来あるべき住所が記載がないという方については、その謄本、戸籍の謄本、そして付票の謄本を持って法務局のほうへ抹消の申請ができるということになったので、これは全国的に戸籍と、それから実態とはかなり符合されるという状況にあらうかと思えます。そのような現在戸籍の関係については状況でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、砂川市の民生委員の関係でございますけれども、北海道ではこれまである種新任であれば原則65歳以上、あるいは再任であれば75歳を超えた者については再任はできないという規定を持っておりましたけれども、このような状況の中から北海道も議員おっしゃるとおり年齢制限を撤廃したというようなことでございます。それに従いまして、砂川市におきましてもやっぱりその地域、そして福祉に精通された方ということで、年齢制限を設けず、新任、そして再任のいろいろ手続を行ってまいりました。各市町村ばらばらでないかというようなことがございましたけれども、そこにつきましてはちょうど改選期というようなこともありまして、3年に1度それぞれの市町でもって、それでもって一つ

民生委員の再任、新任手続というようなことから、それぞれ市町村の詳細については承知しておりませんが、情報といたしましては北海道で改正いたしました基準、すなわち年齢の撤廃、それらを基本にそれぞれ新任、再任の今後3年間の選任の事務を進めているという状況でございます。また、活動費ということでございますけれども、ここにつきましては北海道のほうからそれぞれ民生委員の数によりまして、一定の基準でもって道のほうから民生委員活動費ということになります。そのほかに砂川市としては、従来からそれぞれ民生委員も活動に当たってはそれぞれ研修も必要でございますし、各種の調査等も必要なものですから、砂川市としてもおおむね北海道の交付される額の半分をめぐりというようなことで、まだここにつきましてはいろいろ行革の関係もありまして、半分以下でございますけれども、それらについても民生委員協議会にそれぞれ交付をしていると。そういった中で、民生委員協議会の中でいろいろ予算組み立てまして、市からの交付金、それから道からの交付金、そういったものをどのような活動しようかということによってそれぞれ予算編成をしまして、1年間の計画を立てております。その中には、実態といたしましては、毎月各民生委員の方々には月活動費として砂川市では、3,700円をそれぞれ活動費として月額で支給しているという状況でございます。これにつきましては、あくまでも活動の実費支弁という考え方でございます。これらの活動費をもとに民生委員の方々、ある意味いろいろ報道でもボランティア的ということもありますけれども、こういった活動費の中でそれぞれ調査なり、あるいは市でお願いをする、そういった調査なりということで実施をしていただいております。また、本来の目的でございます、それぞれ受け持つ担当地域のそういった高齢者あるいは児童、そういった相談に応じるというようなことで活動しているという状況でございます。

それから、安否確認については、最後のご質問でございますけれども、保健師あるいは社会福祉、そういった日常の活動の中でそれぞれ確認していくことが必要でないかというお話もございました。ここにつきましては、砂川市は毎年1回今ほど申し上げました民生委員さんのご協力を得ながら高齢者の実態ということで、単身で高齢世帯、あるいは夫婦のみで高齢世帯、あるいはそういった調査を年に1回民生委員の方々の協力をもって行っております。ただ、ここにつきましては、昨年までにおきましてはそれぞれ民生委員さんが個人で有する情報をもとに調査をしていただいていたという状況もございましたけれども、今年こういった100歳以上という高齢者の所在確認という、そういう状況もございましたので、今年については市のほうからおおむね1人住まい、そして夫婦2人のみの世帯、そういった方々、それから同居はしているよという高齢者の方々、そういった方の情報を各民生委員さんにお渡しをしながら、取り扱いについてのそういった注意事項もしっかりと述べた上で、それに基づいてそれぞれ実態調査をして、安否を確認しているという状況がことしの状況でございます。いずれにいたしましても、これから高齢化になりますと、ますます安否ということがやはり一番地域での取り組みとして、また行政としても大事な

ことと考えておりますので、ここにつきましては1回目でご答弁申し上げました地域の皆様の力もかりながら、そういった安否確認の体制の強化ということを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 今ご答弁ありましたけれども、1つ私も驚いたのは戸籍について砂川で電算化されていないから、わからないと言うのですけれども、私なんか全部電算化されているものだというふうに思ったのですけれども、これはちょっとお粗末で、どうして戸籍だけ電算化されないのか。ちょっとほかはみんな電算化されているのですけれども、何か理由があるのか。そうしないと、今言ったように戸籍上の実態調査がわからないということでは、ちょっと今の社会情勢、状況ではわかりませんということでは、通らないのでないかというふうに思うのです。これだけ新聞にも報道されたりして、新聞で言われているように戸籍を放置しておいても、ままでも、不都合はあるかないかといっても、特に不都合はないかということでは放置されているのですけれども、やっぱり我々は住民基本台帳でも、あるいは戸籍の上でも、やっぱりきちっとすることは必要なので、この辺ちょっとお尋ねしたいのと、もう一つは民生委員の活動費は月3,700円で、私が出た情報によると年間5万8,810円というふうに新聞に書かれているのですけれども、ちょっとそれとも合わないし、それよりもっと低いのです。年間5万8,810円でも私は非常に少ないので、先ほど言われた民生委員の仕事やりなさいと言われたら、これ大変なことだなというふうに思っていたのですが、わずか3,700円しかないのと、そういうふうになれば、本当に足を使って高齢者の安否確認とか、その他のこと、お仕事やるとすれば大変だし、引き受ける人もいないというのも、これは当たり前だと思うのですが、この辺はもっと活動費を引き上げるように、もし民生委員の人たちに本当に高齢者の方々の安否確認その他をお願いするのであれば、道や国にも要請したりして、活動費を引き上げるというふうなお考えはないのかどうなのかお伺いしたいなというふうに思っております。ことしから民生委員の方に高齢者の実態の年1回の名簿もということでしたけれども、これまでは個人情報のことがありまして、民生委員に個人情報保護法というのがあって、民生委員といえども、なかなかそれが。ですから、民生委員が町内会にやりなさいと言われても、ここの個人情報保護法が壁になって、なかなかできないと。したがって、やはり行政がきちっと責任持ってやらなければ、この問題は解決できないのだというふうに識者の方々も言われておりますけれども、そのあたりでは今までどおり町内会とか民生委員の皆さんにただお願いするだけでは解決しないのではないかと思います。市として具体的にこれ対応していく、これからますます高齢化社会で高齢者の方がふえていく中で、その辺をきちっとしないと、本当に長寿社会とか、お年寄りが安心して暮らせる社会というふうにはならないのではないかと思います。そのあたりについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 市民部長。

○市民部長 井上克也君 戸籍の電算化でありますけれども、全国的にも戸籍を電算化するという状況でございますし、北海道においてもすべてでございません。先んじて電算化、特に大都市は電算化ということでやっています。砂川市におきましても紙ベースといえますか、そういった電算化になっておりませんけれども、これにつきましては今後はやっぱり電算管理することがやっぱり一番だろうというようなことで電算化も検討しているという状況でございます。また、この戸籍の関係、先ほど言いました砂川市において、それでは実際何部ぐらいの戸籍があるのだといえますと、現在戸籍、除かれた除籍を除きまして今9,500ほどあります。その9,500を今人的に1枚1枚生年月日から100歳以上という、そういった作業を進めることは必要なのでしょうけれども、それらにつきましてもかなり時間を要するというようなこともございますけれども、その辺についても十分検討してまいりたいというふうに考えてございます。

民生委員の活動費の関係のお話がありまして、先ほど私ども月額3,700円実費相当ということで、砂川市では各民生委員さんに活動費を支給しているという状況でございますけれども、北海道の交付される額の基準でございますけれども、北海道からは民生委員1人当たり年額で5万8,200円ということですから、1人当たり月で直しますと、4,850円、これらが活動費ということで交付されております。そのほかに地区民生委員協議会活動の推進費、協議会としての推進費ということで、そのほかに20万円、それから民生委員会の協議会といたしまして、会場を借りるとすれば会員出席をするだろうというようなことで、若干でございますけれども、6,680円、あと民生委員推薦会という開催がありますから、それらについて8,432円ということで、昨年21年度ベースでは、北海道から341万6,112円が交付されております。年間5万8,200円、月額に直しますと4,850円でございますけれども、1回目でご答弁申し上げましたそれぞれの日常の活動のほかに、民生委員としてやはり研修もしなければならない。あるいは、それぞれの道に対する負担金でありますとか、全国に対する負担金でありますとか、義務的に係る経費もございます。そういった中で砂川市はやりくりしながら現行3,700円を月々の活動費として支給していると。また、参考までに毎月1度、1回定例会を開催しておりますけれども、定例会出席に当たりましては、1,000円を別途支給しているというような状況がこの活動費の実態でございます。

それから、安否確認、地域での見守り、そういったことで個人情報保護との関係でいろいろ難しさがあるのだろうけれども、ここはしっかり行政がということでございますけれども、確かにそれぞれ高齢者の安否確認、これは重大なことでございます。かといって、市、行政だけで果たしてできるのかということ、やはり24時間という状況もございます。それで、市といたしましても地域、そして町内会の方々に何とかかといっても、やはりその辺は24時間ということになれば限界がございます。これは、大きな課題だと思っていま

す。そんな中で徘徊に対するそういった位置情報のシステムの関係でありますとか、あるいは緊急時のあんしんホットラインでありますとかやりましても、いずれにしても限界があるという状況でありますけれども、ここにつきましてやはり行政だけではできないというようなことから、平成6年からになりますけれども、小地域ネットワークということで市がある種助成をいたしまして、それぞれ町内会単位で福祉部を設置して、何とか福祉活動の充実を図ってもらいたい。社協が窓口となって、社協がそれぞれの町内会にお邪魔をして、小地域ネットワークの趣旨をご説明して、そして各町内会に福祉部をつくってもらったと。それに対して市はずっと助成をしてきて、現在は社会福祉協議会がそれぞれの予算の範囲の中でそれぞれ基準を設けて、福祉部に小地域ネットワーク事業ということで町内会に交付をしているという町内会における福祉活動でございます。そういった協力も得ながら、やはり高齢者、24時間含めた安否確認、それにつきましてはやっぱりきのうのちょっと審査あるいは議論の中でありましたけれども、やはり市あるいは地域包括支援センター、そういったところが中心になって、そして地域、町内会の方々、そしてまたそれぞれ民生委員、そういったネットワークを組んで、安否確認をしっかりとっていく、そういった体制を構築していかなければならないということで考えてございますので、ご理解を賜りたいというふうに存じます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 今最後に部長答弁ありましたけれども、先ほど言われたように民生委員もなかなか手がいなくて、年齢を引き上げなければならないと。それから、町内会もだんだん町内会に加入する戸数が少なくなってきて、町内会の役員のなり手も高齢化でいないというような現状もあるのです。ですから、当然民生委員の皆さんや町内会との協力を持っていてくれるから、これは当然のことですけれども、私は何といたってもやっぱりこういう社会問題起きたときに、行政が中心になって責任をぜひ果たしていただきたいと。そして、本当にお年寄りが長寿で安心して暮らせるまちづくりをしていこうとするのであれば、そのあたりをやっぱり行政責任として明確にしてほしいなということを申し上げて、次に移ります。

大きな2つ目の高速道路の一部無料化による市内経済への影響についてでありますけれども、先ほど答弁ありましたように空知管内の国道12号線は、かなり道の駅の売り上げは昨年より3割以上も落ち込んで、関係者は悲鳴を上げていると。新聞報道によれば、国が無料化やめるか、我々がやめるか、まさに死活問題だというふうに言われているところもある状況でありますので、少なからぬ影響はあるという部長答弁がありましたけれども、これは具体的にまだ通行量の調査とか、具体的な調査はされていないのか、これからやる計画はあるのかどうか、まず1つ伺いたいというふうに思っております。

もう一つは、高速道路に関しまして、砂川には砂川ハイウェイ・オアシスがありまして、ここにはお盆のときも先日の土日もそうですけれども、非常に車は満杯になるような

状況にもあるわけですが、果たしてその車が満杯であるのが経済効果に結んでいるのか。聞くところによると、トイレが圧倒的利用であって、必ずしも売り上げ増にはならなかったり、逆にトイレに係る経費の額がかかるというお話も聞いているものですが、このあたり砂川ハイウェイ・オアシスの状況についてどのように把握されているのかお伺いをしたいなというふうに思っております。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 まず、最初の1点目でございますけれども、無料化実験に対する市の交通量の調査の関係でございますが、前段でもご答弁申しましたが、高速道路と並行して走る国道12号線沿線の道の駅だとかコンビニエンスストアにつきましては普通乗用車による立ち寄り客数の減少で影響は出ているということでございますが、一方市内運送業者からは高速道路の無料化により流通コストの低減だとかコストダウンが図れるという情報がございまして、無料化の開放に対するメリットとデメリットと、こういうことで先ほどもご答弁申し上げました。市としては昨年に引き続きまして、国道12号沿線の9月下旬から10月までの間11カ所を調査地点として、歩行者の通行量とあわせて、自動車通行量を調査するということとさせていただきますので、今後市内の実態把握を行うとともに、今後とも国の高速道路無料化社会実験の調査結果を参考に、引き続き市内経済への影響等について検証してまいりたいということで考えてございます。

それから、2点目でございますけれども、市内、砂川にありますハイウェイ・オアシス館の入り込み状況といいますか、売り上げ状況でございますけれども、多くの観光客が訪れる砂川のハイウェイ・オアシス館の入り込み客数をちょっと調べてございます。本年7月では14万2,000人おりました。昨年の7月と比較いたしますと、昨年は12万4,000人でございますので、これを比較しますと14.5%の増加となっております。同じく8月のお盆時期でございますが、ことし8月では15万8,000人、昨年8月では15万3,000人でございますので、対前年比較でございますと、8月は3.3%の増加となっております。いずれも高速道路無料化の影響による入り込み客数は増加してございましたけれども、ハイウェイ・オアシス館の売り上げ状況につきましては、お土産店での多くの買い物をされる客層というのは主に観光バスで訪れる観光客でございますので、休息、休憩のみの客層では必ずしも売り上げには結びついていないという情報をいただいております。ハイウェイ・オアシス館の一番の売り上げ、一番の効果的なものが観光バスによる入り込み客数で、先ほどの人数は全体のハイウェイ・オアシス館の利用客でございますけれども、観光バスだけの人数をお聞きしてございますが、ことし7月は先ほどの人数のうち観光バスで来られた方は7月では8万7,000人でございました。昨年7月では7万9,000人でございまして、対前年では10.1%の増加になってございましたけれども、8月のお盆時期では、ことしは6万8,000人に対しまして、昨年は7万6,000人でございますので、逆に8月、お盆時期では10.5%の減少にな

っていたということで一概に高速道路無料化とは関係なく、観光バスだけに限りますと、景気動向が影響しているということで推測をしているところでございます。なお、ハイウェイ・オアシスの隣接にございますサービスエリアにつきましては、入り込み客と店内の売店、お茶だとか、そういうすぐ食べれるものといいますが、そういうものは増加しているということで情報をいただいているところでございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それで、今交通量の調査も行うということではありますけれども、政府は今社会実験としては行っているわけです。答弁にありましたようにメリットもあればデメリットもあるということで、今それぞれの市町村ではやっぱり自分たちのまちとしてはどっちなのかということを経んなりから調査を含めて、あるまちでは直ちに無料化やめてほしいということの要望を国にも上げようという自治体も生まれております。ぜひ今お話もありましたように、今円高株安、あるいは長引く不況のもとで砂川市内の商店、中小企業の皆さんも大変な状況にもあるわけで、この中で高速道路の一部無料化がどういう影響を及ぼすのかということをやっぴり早急につかんでいただいて、やはり砂川市として国に対する要望、やめるのならやめてほしいと、砂川としてメリットないのでということをやっぴり要望していかないと、政府のほうも社会実験ですから、いいところの市町村はぜひやってくれという要望が上がっているかもしれませんが、砂川市として地域の経済等々に、あるいは商店などにどのような影響を与えているかということ踏まえて、そういう市の態度を明確にして対応策をとっていただきたいと思いますが、その点はどうかお考えになっているのかお伺いをいたします。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 高速道路の一部無料化の社会実験中でございますので、いろいろな観点からメリットとデメリットが議論されてございますので、砂川市も今月、先ほどご答弁したとおり市内11カ所を調査地点で交通量も調査して、実態の把握に努めますけれども、これらの社会実験後にいろいろな観点から当市に、経済に及ぼす影響がどのようなものなのかということを経験的に一回検討しなければならないと思っております。今すぐにこの社会実験中のものに対してのメリット、デメリットの比較もしない中での国への要望というのは、現在では考えておりません。今後国のほうでもいろいろな観点から社会実験中の調査結果をもとに把握してございますので、市としても独自の調査の中で分析しながら、この社会実験の終了を待って結果的なものを検討してまいりたいということで考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 ぜひ早急に調査をいただいて、対応策をとっていただきたいというふうに思います。

最後に、森林保全対策について質問させていただきます。まず、先ほど市長から9月7

日の日にマスコミ報道によってわかったのだというふうに言われましたけれども、NHKで報道された「クローズアップ現代」によれば、道議会は調査に入って、神威岳の頂上から全体を視察する様子も報道されたのですけれども、道から調査に入るという連絡が砂川市にその以前にあったのかどうなのか、あったとすればいつごろあったのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 空知総合振興局の林務課サイドのほうからは、道の調査が入るということで事前に林務課の職員の方々が経済部農政課のほうに来て、お話を聞いてございます。そのときに市のほうで把握している状況等も、いろいろ議論の中で道が抱えている森林の保全という観点からの調査でございました。そんなことで報道のほうを、たしか9月7日は月曜日でございますので、その前の週に林務課のほうからの問い合わせ等があったと記憶してございます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 日にちわかりませんか。ちょっとぜひ日にちも教えてほしいなというふうに思います、林務課が砂川市に来た。もう一点は先ほど……まず、日にちお伺いしたいのと。

もう一点は、先ほど市長から答弁ありましたようにイギリス領のバージン諸島に本社がある会社が昨年12月の末に前のところから購入したと。それは、私どももことしの初めに情報を得て、砂川市にも問い合わせをしてみ、ぜひどういふ会社なのか調査をしていただきたいということも言っていたのです。それで、北海道では先ほど言いましたように所有目的とか、どういふ会社でどういふ資本なのかということはあるのですけれども、海外資本の実態を正確に押さえておられるのか、どこの会社が持って、本社はバージン諸島にあるのですけれども、どこの会社なのか、資本金は幾らなのか、それから所有目的はどういふことで購入されたのかと。先ほど市長のお話では、やはり目的がなければ。自由に買えるようにはなっていますけれども、やっぱり購入するには購入目的というのがあります。何々森林をつくるとか、あるいはリゾート開発をやるとか、いろんな目的があります。この会社に移る前の会社が持っていたときには、いろいろ農業振興をあの地域でやろうとか、太陽光発電を利用した冬の北海道向けの農業の実験をやる施設をつくるとか、さまざまなお話はありました。ところが、それはすぐきょう述べたように海外資本に移ったということで、新聞報道によれば使用目的は明確でないというふうに報道されておりますけれども、そのあたりは市として具体的にどのように押さえておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 (登壇) まず、この企業というか、この用地、土地の結局履歴から若干お話し申し上げますけれども、前段市長のほうから平成3年にこの一の沢の用地

についてはリゾート開発を目的に地権者から土地を購入したと、こういうことで、この平成3年の7月、実は18日に……これは北ではない。大阪の企業が取得しております。その大阪の企業が取得していた期間が平成3年から平成16年の2月の27日までというような状況に実はなっております。この平成16年の2月の24日にこの会社が持っていた土地、その土地の管理を受託している北大阪の土地開発事業協同組合の営業企画部長さんという方で山中さんという方がいらっしゃったわけですが、この方から実は私のところに連絡がございました。この企業が持っている一の沢のリゾート予定用地、これについては現在外資系のファンドの担保になっていることから、この会社が急な話として外資系の企業に売りたいと、こういう実はお話がありました。それで、この管理を受けている山中さんが砂川市に連絡をするにしても、要するに砂川市に連絡を、その企業から山中さんに、砂川市に連絡をすれというお話があったそうなのですが、砂川市に連絡をするにしても、結局売先ですとか、利使用目的を要するに含めて話さなければならないというような状況があるのではということをお願いしたのですが、現時点では不明であるというような実は話だったそうでございます。これは、私が直接山中さんとお話を、電話でお話をしたというような状況でございます。砂川市から何かあれば連絡をいただきたいというようなことであつたので、私どもとしては山中さんという方に、会社に、地域には現在農家が点在していると、こういうような状況から、どのような事業展開するにしても、地域の環境保全には十分な配慮をするようお願いしたいということをお願いしております。それから、売先及び使用目的が判明次第連絡をいただきたいという話で終わったのですが、その何日か後、実はこの登記簿を見ると、平成16年の、その話をしたのは2月の24日でございます。その後3月の1日に実は転売されてしまっていると。この登記簿を見ると、これ外資系の恐らく会社だと思っておりますけれども、株式会社、これはちょっと名前を言ってしまうといいのかどうか分かりませんが、グッドウッドというところに転売していると。このグッドウッドというところも所有期間が1年と1カ月、2カ月程度しか所有していなかったというふうなことで、その後日本の企業にこれ売っていると。その日本の企業が今議員さんがおっしゃる、いろんな太陽光発電ですとか、牧場で、牧場ですとか、いろんな話がされたのかと思いますけれども、その企業が実は平成17年の4月の28日にその会社から買収、売買で買ったというような状況でございます。そして、昨年12月の28日に、先ほど市長がご答弁申し上げましたイギリス領バージン諸島のそれこそ海外資本が購入したと、こういうような状況でございます。

この海外資本が購入したということでございまして、この企業は海外の所在地でございましたので、土地の購入手続ですとか管理業務等、これについて結局東京の弁護士事務所が管理受託をしていたというような状況があつたので、ことしの2月ころより、これは要するにどういう目的とかなんとかということではなくて、企業誘致業務の一環というような

状況の中から、私どもで弁護士事務所に電話ですとか文書発送をして紹介をしていったと。これは、要するに砂川市の企業誘致、企業振興条例の各種助成制度の関係ですとか、いろんなもろもろの内容をお知らせして、企業誘致に関する事務連絡をとり合ってきたというのが実態です。今回道議会で森林買収をめぐって道が調査する報道等もあったので、再度砂川市としても連絡先である東京の弁護士事務所に電話等々で利用目的、会社の実態などをお聞きしたところでございます。この関係については皆さんご承知かと思えますけれども、9月1日付の新聞報道のとおりニセコでのリゾート開発を行う香港在住の社長と同一の方であったというようなことでございます。それで、東京の弁護士さんのお話でございませぬけれども、ニセコリゾート開発の関係については約200億円の事業規模ということで、ことしの9月に着工して、完成が平成12年の夏までというような状況で、今現在のところはニセコの要するにリゾート開発の業務で多忙であるというような状況の中から、現時点での具体的な砂川の開発計画はないというような、一応弁護士事務所の話ではそういうことでございました。

そういうことで、ただ私ども乱開発等々の心配もあったので、そこら辺もお聞きしたというような部分がありますけれども、心配されている木材の伐採ですとか、乱開発、資産保有的な森林マネーゲームなどの利用目的ではないという、それは弁護士事務所の回答であったと。それからまた、ニセコリゾート開発計画が、工事が終了して、ホテルなどがオープンした段階、次期計画地として砂川の地域性に合った開発計画の策定等も考えてまいりたいと、これは要するに社長の話ではなくて、その弁護士事務所のお話でございました。そんなような状況の中で、まだまだ私どもとして把握しなければならない部分たくさんございます。この東京の弁護士事務所との連携もとりながら、もっと調査を深めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

申しわけございません。先ほど12年の完成というような、ニセコリゾートの完成というようなお話を申し上げましたけれども、2012年の間違いでございませぬので、訂正方よろしくお願いを申し上げます。

○議長 北谷文夫君 経済部長。

○経済部長 栗井久司君 先ほど道の空知総合振興局林務課からの問い合わせの連絡でございませぬけれども、8月31日でございませぬ。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 それで、今副市長から詳しいご答弁を言っていただきましたけれども、先ほど市長も、今副市長も経過がお話ありましたように、この地域の私有林といっても、他のところとは違うのです。今言われましたように20年ほど前に砂川市のリゾート開発、いわゆる当時は砂川市も鳴り物入りでやったのですけれども、なぜ平成3年かということで、もっと早くにほかの土地は買収になったのだけれども、リゾート開発する上で緑地の保全のために、山林がなければ全体のリゾート開発できないということで、後から追加で

買収したところなのです。そのときに地域の皆さんもいろいろ議論があって、しかしあくまでも緑地保全であって、一切そこは開発しないと、それで手もつけないということで、地域の皆さんはそれでそういうどうしてもリゾート開発にその緑地を届けることの必要があるのならばやむを得ないということで協力して売ったということで、その後今言われた、副市長答弁ありましたように二転三転をしているわけで、私林といってももう既に企業が二十数年前に買われた土地だということところがほかと違っているところだというふうにも思うのです。ただ、私どもは一番心配しているのは、あの山は水道保全林というふうにも言われているようなのですけれども、事実かどうかはちょっと確認をしたいのですが、その山に隣接する神威岳という山があります。これは歌志内の領域になりますが、ここは今西側にスキー場開発もありましたけれども、涵養保安林だったのです。ですから、水資源をしっかりと守っていこうということで、地域には農業も、先ほど言われましたが、ありますし、絶対乱開発をさせないと。私たちの地域は、西斜面のスキー場開発についてもかなり町内の皆さんのご意見もあった経過もありまして、非常に地域の農家の方々については敏感な状況になっているわけです。

ですから、今のお話ですと、またリゾート開発がされるのかどうなのか。ちょっと私どもはそんなに振り回されるのではなくて、困るのです、そのたんに。やるとか、やめたとか、またやるとかと言われても困るので、そういう意味ではぜひ情報収集をしっかりとやっていただいて、地域の方々との情報も知らせていただきたいというふうに思っております。北海道としても、この海外の資本に森林が買収されると、1つは森林整備ができなくなるという心配があるということで、私ども個人で山を持っている場合は森林組合というのがありまして、森林組合と力を合わせながら、森林整備を組合員としながら、国の補助金を得る中でやっているのですけれども、海外資本に売った場合そういう森林組合との関係もなくなるし、森林整備ができなくなるのでないかという心配があるのと、もう一つやっぱりことしも異常気象で大雨が降ったり、いろんなことはありますけれども、やっぱり防災や水源保全上にも大きな問題点が発生するのではないかと。そのことは、地域の住民の皆さん方も一番心配していることなのです。そういう意味でやはり砂川としてもこの情報をやっぱりきちっと収集していただいて、地域の方々との情報を共有しながら、やはり必要なことについては、先ほど市長も言われましたけれども、やっぱり国や、国に対してや、道に対してもやっぱりきちっと要望していただきたいというふうに思うのです。私がすごく残念なのは、道が調査に入るのを8月31日にわかっていながら、私ども全然わからぬ。教えてくれない。テレビで報道するまではわからないという、これではいけないと思うのです。私どもも情報を得たら、すぐ砂川市さんにも、市にも情報を提供しながら、やはり一緒になってこの大事な資源をしっかりと守って、有効に活用してもらわないと、やはりそれにはやっぱり何よりも市長先ほど答弁ありましたように住民の方々の合意がなければできないわけですから、そういう意味でぜひ情報については敏感に掌握していただき

ながら、我々にも情報を、きちっと地域の住民の皆さんにも情報を提供していただきたいと思いますが、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長 北谷文夫君 副市長。

○副市長 小原幸二君 今ご指摘のとおりこの地域の開発という部分については、先ほど市長の答弁のように1ヘクタール以上の開発という部分については、これは北海道知事の許可が要るといような部分もありますし、森林の伐採といような部分になれば、造林計画といような部分もあります。そんなような部分で今の状況の中では、東京の弁護士事務所にお聞きしますと、まだ具体的な計画はないということでございますけれども、何かニュアンス的には先ほど私お話ししたようなニュアンスも何かあるようでございます。ただし、ここら辺の情報についてはまだしっかり定かな情報ではないということなのですけれども、今現実と同じ会社の社長がニセコでリゾート開発をしていると。世界的な建築家である安藤さんという建築士の方がホテルの設計も手がけているといような状況がありますから、恐らくニセコのほうのリゾート開発が終われば、何らかの形でアクションがあるであろうといようなことは想定されますけれども、今その東京の弁護士事務所のほうでいろんな手続等々、管理等々の関係の関係事務等々について受託しているわけですから、そこら辺のところにはアタックをかければ、いろんな情報、これ受託している会社も情報をまだ得ていない部分もあろうかと思えますけれども、得ている部分があれば、つぶさに報告といつか、情報いただいて、そこら辺信憑性があるのであれば、これは地域の方々にもしっかりお話を申し上げたい。ただ、信憑性のないお話であるのであれば、いたずらに地域を混乱させてもうまくないといようなことも想定されますので、お互いやはり情報という部分については共有をそれぞれしながら、地域のそれぞれ発展といつか、幸せのために対応してまいりたいといふふうに考えております。もっともっとこれは要するに管理する弁護士事務所と連携を密にしながら、しっかり情報をもった中で、これは地域の皆さん方に信憑性があるものであれば伝えてまいりたいといふふうに考えております。そんなことをご理解をいただきたいといふふうに考えます。

○議長 北谷文夫君 土田政己議員。

○土田政己議員 最後に、終わりますけれども、今副市長の答弁ありました。ぜひそれらの情報収集に努めていただいて、確かに1ヘクタール以上開発は、そういう規制はあるのです。でも、テレビ報道にありますように乱開発といのは違法伐採で、皆さんほかのまちでも海外資本はやっているのです。それだけに監視の目をしっかりしないと、道に届けているって、木は1回切ってしまったらもとに戻りませんから、だから違法伐採でされてしまうと、届け出が必要なのはそのとおりなのだけれども、そういう点で日本の罰則規定が適用されるのかどうなのかと、海外資本になればというのもあるのです。日本の企業であるとか、日本の資本であれば、日本の法律の罰則は適用になるのだけれども、海外資本であれば、それはどうなのかということもあつたりしますから、それだけに私どもはやは

り慎重に、そして地域の皆さんも私たちの地域はどうなのだろうという心配もしていますので、私たちもやっぱり安心して暮らせるように本当に緑を大事にしながら生きたいというふうに考えておりますので、副市長答弁ありましたようにぜひ情報収集に努めていただいて、正確な情報を我々も共有の情報提供していただきたいなというふうに思いますし、ぜひ市長が言われましたように国に対しても、道に対しても砂川市で必要な要望はきちっとしまして、やっていただいて、地域の森林保全に努めていただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

◎延会宣告

○議長 北谷文夫君 本日はこれで延会といたします。

延会 午後 3時13分